

令和8年度

菊川市水防計画書

菊川市

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	用 語	1
第 3 章	責 任	2
第 4 章	安全配慮	3
第 5 章	水防本部等の設置	3
第 6 章	水防組織	3
第 7 章	水防倉庫及び備蓄資材	3
第 8 章	重要水防箇所	
第 1 節	重要水防箇所一覧	4
第 2 節	水防上重大な影響のある橋梁一覧	9
第 3 節	水防上注意を要する水門等一覧	11
第 4 節	湛水注意箇所一覧	11
第 5 節	土石流危険溪流一覧	12
第 9 章	雨量観測（雨量の観測及び通報）	12
第 10 章	気象庁が行う予報及び警報とその措置	
第 1 節	静岡地方気象庁が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	13
第 2 節	大雨及び洪水注意報・警報の発表基準（菊川市）	14
第 3 節	大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方	14
第 4 節	特別警報（参考）	14
第 11 章	水位観測（水位の観測及び通報）	15
第 12 章	洪水予報と水防警報	
第 1 節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	16
第 2 節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	18
第 3 節	国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	19
第 13 章	水防機関の配備及び活動	
第 1 節	非常配備	22
第 2 節	水防活動	24

第3節	水防信号及び標識並びに身分証票	25
第4節	水防解除	26
第5節	水防活動報告	26
第14章	決壊時の処置	
第1節	決壊（被害情報）の通知	26
第2節	避難体制	26
第15章	協力応援	
第1節	河川管理者の協力	27
第2節	下水道管理者の協力	27
第3節	水防管理団体相互の協力及び応援	27
第4節	自衛隊の派遣要請	27
第5節	警察官の出動要請	27
第6節	国土交通大臣の災害対策用車両等の派遣要請	28
第16章	水防てん末報告	28
第17章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	
第1節	水防管理団体の水防計画	29
第2節	水防訓練	29
第18章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	29
第19章	その他	
第1節	公用負担	30
第2節	公務災害補償費	30

別 表

別表1	菊川市水防協議会条例
別表2	菊川市災害対策（警戒）本部編成表及び事務分掌
別表3	水防資材
別表4	菊川氾濫注意報レベル2 様式
別表5	菊川氾濫危険警報レベル4 様式
別表6	氾濫危険警報レベル5（例） 様式

別表 7 水防団出動体制

別表 8 避難所開設場所

別表 9 国土交通省の災害対策車両一覧

別表10 浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧

別表11 水防活動実施報告書

別表12-1 菊川管内図（重要水防箇所）

別表12-2 袋井土木事務所管内図（重要水防箇所）

第1章 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第1項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる菊川市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水又は湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2章 用語

- 1 水防管理団体（法第2条第2項）
水防の責任ある菊川市をいう。
- 2 水防管理者（法第2条第3項）
水防管理者である菊川市長をいう。
- 3 消防機関
消防組織法第9条に規定する消防機関をいう。菊川市においては菊川市消防本部、菊川市消防署、菊川市消防団をいい、水防に関しては法第5条第3項により水防管理者の所管の下に行動する。
- 4 消防機関の長
菊川市においては、菊川市消防長をいう。
- 5 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体をいう。なお、菊川市は静岡県知事より指定を受けている。
- 6 菊川市水防協議会（法第34条第1項）
水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために指定水防管理団体に置くもので、菊川市水防協議会条例（平成17年条例第139号）に定めるところによる。
- 7 洪水予報（法第10条、法第11条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。菊川においては、洪水予報指定河川の指定を受けている。
- 8 水防警報（法第2条第8項 法第16条）
国土交通大臣又は静岡県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は静岡県知事が洪水によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 9 水位周知河川（法第13条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。牛淵川においては、この水位周知河川となっている。国土交通大臣又は静岡県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。
- 10 水位到達情報
水位到達情報とは、国土交通大臣又は静岡県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
- 11 水防団待機水位（通報水位）
量水標の設置されている地点ごとに静岡県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 12 氾濫注意水位（警戒水位） 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして静岡県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。
水防団の出動の目安となる水位である。
- 13 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の目安となる水位である。

14 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は静岡県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

16 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

17 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は静岡県知事が指定した区域をいう。

第3章 責任

水防管理団体たる市は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

(1) 水防組織の確立（法第3条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第5条）

(3) 水防倉庫、資機材の整備

(4) 通信連絡系統の確立（法第27条）

(5) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第9条）

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）

(8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）

ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）

ハ 通信網の点検

ニ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測を的確に行うこと

ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）

ト 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使（法第28条）

チ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）

リ 警察官の出動要請（法第22条）

ヌ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ル 自衛隊の出動を依頼する（知事を経由する 自衛隊法第83条第1項）

ヲ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条第1項）

ワ 水防解除の指示

カ 水防てん末報告書の提出（法第47条第1項及び第2項）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(9) 水防機関の整備（法第5条）

(10) 水防計画の策定（法第33条第1項）

県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しな

ればならない。

(11) 水防計画の県知事への協議（法第33条第3項）

水防計画を定め、または変更しようとするときは、県知事に協議をしなければならない。

(12) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第3項）

(13) 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う（法第32条の2第1項）

第4章 安全配慮

洪水においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- 1 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- 3 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現状把握の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第5章 水防本部等の設置

(1) 水防本部

イ 水防管理者である市長（水防本部長）は、水防に関係のある気象、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、本計画に基づいて菊川市役所に水防本部を設置する。

ロ 水防本部の事務局は危機管理課に置くものとする。ただし、菊川市災害対策本部が設置されたときはこれに統合されるものとする。

(2) 水防支部

水防本部長は、状況に応じ、小笠支所に支部を設置するものとし、職員を派遣するものとする。

(3) 水防団

消防団の編成をそのまま水防団に切替える。

(4) 水防隊

各自主防災会をもって自主水防隊を組織し、自主防災会長を隊長とする。

第6章 水防組織

組織図並び事務分担は別表2のとおりとする。

第7章 水防倉庫及び備蓄資材

1 市の水防倉庫の設置場所及び備蓄すべき資材、機材の品名及び数量は、別表3のとおりとする。

2 毎年、出水期前に点検を行い、不足があれば随時補充するものとする。

第8章 重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、次表のとおりである。

第1節 重要水防箇所一覧

1. 直轄区間

対象 番号	河川名	ランドマーク 及び地先名	左右 岸	延長 (m)	位置 (自～至)	注意を要する 理由	水防工法
1 菊重3	菊川	安東ハザマ興行(株)上流 嶺田	左	20	5.4K ～ 5.4K+20m	護岸根固め崩 壊	積土のう工
2 菊重3	菊川	生仁場橋上流～大船渡橋下 流 嶺田	左	1,200	6.2K+100m ～ 7.4K+100m	河積不足	積土のう工
3 菊重3	菊川	稲荷部川合流点对岸 嶺田	左	100	7.0K ～ 7.0K+100m	護岸根固崩壊 洗掘の未施工	木流し工
4 菊重3	菊川	大船渡橋上下流 上平川	左	1,000	7.6K+100m ～ 8.6K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重3	菊川	池村公民館 上平川	左	50	8.1K+50m ～ 8.2K	護岸根固崩壊 洗掘の未施行	木流し工
6 菊重3	菊川	高田橋250m下流 上平川	左	20	8.8K+30m ～ 8.8K+50m	護岸根固崩壊	木流し工
7	菊川	新加茂橋下流 加茂	左	200	10.8K+110m ～ 11.0K+110m	護岸根固崩壊	木流し工
8 菊重4	菊川	加茂橋上流 加茂	左	200	12.2K+100m ～ 12.4K+100m	暫定堤防	積土のう工
9	菊川	新菊川橋上流 本所	左	200	12.6K+100m ～ 12.8K+100m	暫定堤防	積土のう工
10 菊重5	菊川	文化会館アエル駐 車場 本所	左	200	12.8K+100m ～ 13.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
11 菊重6	菊川	八王子橋上流 本所	左	200	15.0K+100m ～ 15.2K+100m	河積不足	積土のう工
12 菊重7	菊川	潮海寺橋 本所	左	170	16.0K-90m ～ 16.2K-80m	河積不足	積土のう工
13 菊重7	菊川	水神橋より150m上流 潮海寺	左	60	15.9K+40m ～ 16.0K	H16.10洪水 被災箇所 護岸未施工	木流し工
14	菊川	沢水加川合流点より90m 下流 和田	左	30	16.8K+70m ～ 16.9K	ふとん籠崩壊	積土のう工

15 菊重9	菊川	沢水加川合流点 吉沢	左	400	17.0K+100m ～ 17.4K+100m	河積不足	積土のう工
17 菊重12	菊川	生仁場橋上流～稲荷部川 合流点下流 大石～掛川市岩滑	右	630	6.4+110m ～ 7.0K+80m	河積不足	積土のう工
19 菊重13	菊川	大船渡橋上流～高田橋400m 下流 下内田	右	850	7.8K+120m ～ 8.6K+110m	河積不足	積土のう工
20	菊川	東名菊川橋100m下流～ 六郷樋管 半済	右	290	13.2K ～ 13.4K+90m	護岸根固崩壊	木流し工
21	菊川	六郷樋管 半済	右	40	13.4K+120m ～ 13.4K+160m	護岸根固崩壊	木流し工
22	菊川	新川橋 上本所	右	60	14.2K+45m ～ 14.2K+104m	護岸根固崩壊 下前田川合流 点	木流し工
23 菊重16	菊川	JR東海道線橋上流 潮海寺	右	400	15.4K+100m ～ 15.8K+100m	河積不足	積土のう工
24 菊重17	菊川	塩井戸樋管下流～立ヶ谷橋 潮海寺～富田	右	1,440	16.0K+120m ～ 17.4K+100m	河積不足	積土のう工
26 菊重18	牛淵川	中島橋 ～宮前橋 神尾	左	200	11.0K+100m ～ 11.2K+100m	河積不足	積土のう工
27 菊重18	牛淵川	宮前橋 ～住川橋 神尾	左	400	11.4K+100m ～ 11.8K+100m	河積不足	積土のう工
29	牛淵川	江川樋門対岸 嶺田	右	200	4.2K+100m ～ 4.4K+100m	暫定堤防	-
30 菊重19	牛淵川	中島橋～宮前橋 神尾	右	400	11.0K+100m ～ 11.4K+100m	河積不足	-
31 菊重20	黒沢川	黒沢排水機場～黒沢橋上流 下平川	左	200	0.2K+110m ～ 0.5K	河積不足	積土のう工
32 菊重21	黒沢川	黒沢樋門～黒沢橋上流 下平川	右	540	0.0K ～ 0.5K	河積不足	積土のう工
重要度A小計		河川28箇所		9,700			
4	菊川	花面橋上流 嶺田	左	200	4.2K+100m ～ 6.2K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重 1,2	菊川	亀惣川橋～生仁場橋 堂山新田～嶺田	左	1,600	4.6K+100m ～ 6.2K+100m	河積不足	積土のう工
6	菊川	菊川下流水管橋～嶺田水位	左	1,200	5.4K	パイピング破	-

菊重2		観測所付近 嶺田				～ 6.6K	壊安全照査G/W 不足	
7 菊重3	菊川	佐束川合流点上流 嶺田	左	200		6.4K+100m ～ 6.6K+100m	河積不足	積土のう工
8 菊重3	菊川	大船渡橋下流 嶺田	左	200		7.4K+100m ～ 7.6K+100m	河積不足	積土のう工
9 菊重3	菊川	大船橋橋上流 上平川	左	400		7.6K+100m ～ 8.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
10 菊重3	菊川	池村公民館上流～旭橋下流 上平川	左	1,200		8.6K+100m ～ 9.8K+100m	河積不足	積土のう工
11	菊川	三沢橋上流 奈良野	左	200		10.0K+100m ～ 10.2K+100m	河積不足	積土のう工
12	菊川	西方川合流点 西横地	左	200		10.4K+100m ～ 10.6K+100m	河積不足	積土のう工
13	菊川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	50		11.1K ～ 11.2K-53m	護岸一部破損	木流し工
14	菊川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	130		11.2K ～ 11.3K+30	護岸一部破損	木流し工
15	菊川	小川端水防資材置場～ 加茂神社 加茂	左	70		11.4K+30m ～ 11.5K	護岸一部破損	木流し工
16	菊川	加茂橋下流 加茂	左	400		11.6K+100m ～ 12.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
17	菊川	加茂橋下流 加茂	左	50		11.7K+50m ～ 11.8K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
18	菊川	加茂橋上下流 加茂	左	200		11.8K+100m ～ 12.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
19	菊川	加茂橋上流 半済	左	100		12.2K ～ 12.3K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
20	菊川	新菊川橋上流 本所	左	200		12.6K+100m ～ 12.8K+100m	河積不足	積土のう工
21	菊川	菊川橋上流 半済	左	400		13.4K ～ 13.8K	暫定堤防 堤防脆弱性指 標t※による判 定	-
22	菊川	新川橋上流 本所	左	200		14.2K+100m ～ 14.4K+100m	河積不足	積土のう工

23	菊川	八王子橋下流200m 本所	左	210	14.6K+110m ～ 14.8K+100m	河積不足	積土のう工
24	菊川	八王子橋上流200m～ 水神橋上流100m 上本所～潮海寺	左	570	15.2K+100m ～ 16.0K-90m	河積不足	積土のう工
25 菊重7	菊川	水神橋～潮海寺橋 潮海寺	左	340	15.8K ～ 16.2K	堤防脆弱性指 標t※による判 定 すべり破壊の 安全性(Fs)不 足	-
26 菊重7	菊川	潮海寺橋下流 潮海寺	左	160	16.0K ～16.2K	パイピング破 壊安全照査iv 超過	-
27 菊重8	菊川	潮海寺橋上下流 潮海寺～吉沢	左	580	16.2K-80m ～ 16.6K+100m	河積不足	積土のう工
28 菊重8	菊川	潮海寺橋上流 和田	左	420	16.4K ～ 16.8K	堤防脆弱性指 標t※による判 定 すべり破壊の 安全性(Fs)不 足	-
29 菊重8	菊川	潮海寺橋上流 和田～富田	左	210	16.6K ～ 16.8K	パイピング破 壊安全照査iv 超過	-
30 菊重9	菊川	立ヶ谷橋～ 大井川用水余水排水樋管 和田～富田	左	100	17.4K+100m ～ 17.6K	河積不足	積土のう工
41 菊重12	菊川	嶺田水位観測所 嶺田	右	440	6.4K+110m ～ 6.8K+110m	暫定堤防	積土のう工
42	菊川	大船渡橋 下内田	右	180	7.6K ～ 7.8K-20m	護岸一部破損	木流し工
43	菊川	大船渡橋 下内田	右	20	7.8K-20m ～ 7.8K	護岸一部破損	木流し工
44 菊重13	菊川	高田橋下流400mより下流 下内田	右	230	8.5K ～ 8.7K+32m	護岸一部破損	木流し工
45 菊重 13,14	菊川	太郎坊大権現下流～旭橋下 流 下内田	右	1,200	8.6K+110m ～ 9.8K+110m	河積不足	積土のう工
346 菊重15	菊川	中央こども園下流 本所	右	270	14.4K-150m ～ 14.4K+120m	河積不足	積土のう工
47 菊重15	菊川	下前田川合流点 半済～本所	右	40	14.3K+30m ～ 14.4K-29m	護岸一部破損	木流し工

48	菊川	中央幼稚園～潮海寺橋下流 本所～潮海寺	右	1,330	14.6K ～ 16.0K	パイピング破 壊安全照査G/W 不足	-
49	菊川	八王子橋下流200m 本所	右	180	14.6K+80m ～ 14.8K+100m	河積不足	積土のう工
50	菊川	八王子橋上流 本所～潮海寺	右	390	15.0K+90m ～ 15.4K+100m	河積不足	積土のう工
51 菊重16	菊川	水神橋150m上流～ 塩井戸樋管 潮海寺	右	150	15.9K+80m ～ 16.1K	護岸一部 破損	木流し工
52 菊重17	菊川	潮海寺橋～立ヶ谷橋上流 潮海寺～富田	右	1,200	16.2K ～ 17.4K	パイピング破 壊安全照査G/W 不足	-
56	牛淵川	鷹匠橋上下流 赤土地先	左	790	4.4K+100m ～ 5.2K+90m	河積不足	積土のう工
57	牛淵川	新川橋 下平川地先	左	200	6.0K+100m ～ 6.2K+100m	河積不足	積土のう工
58	牛淵川	下平川堰～法華寺橋下流 下平川～上平川	左	1,400	6.6K+100m ～ 8.0K+100m	河積不足	積土のう工
59	牛淵川	奥横地川合流点より上流 東横地	左	200	10.2K+100m ～ 10.4K+100m	河積不足	積土のう工
60	牛淵川	奥横地川合流点 東横地	左	150	10.2K+141m ～ 10.4K+100m	暫定堤防	-
61	牛淵川	杉の谷橋 神尾	左	400	10.6K+100m ～ 11.0K+100m	河積不足	積土のう工
62 菊重 18	牛淵川	宮前橋下流 神尾	左	200	11.2K+100m ～ 11.4K+100m	河積不足	積土のう工
63	牛淵川	住川橋 神尾	左	330	11.8K+100m ～ 12.2K+30m	河積不足	積土のう工
67	牛淵川	堂山橋下流～丹野川合流点 堂山新田～嶺田	右	1,610	3.6K+100m ～ 5.2K+110m	河積不足	積土のう工
68	牛淵川	堤橋下流 下平川地先	右	180	6.8K-80m ～ 6.8K+100m	河積不足	積土のう工
69	牛淵川	堤第二樋管 下平川地先	右	220	7.2K-120m ～ 7.2K+100m	河積不足	積土のう工
70	牛淵川	城下橋上流 下平川地先	右	400	7.6K+100m ～	河積不足	積土のう工

					8.0K+100m		
71	牛淵川	杉の谷橋 神尾	右	400	10.6K+100m ～ 11.0K+100m	河積不足	積土のう工
72	牛淵川	住川橋 神尾	右	400	11.4K+100m ～ 11.8K+100m	河積不足	積土のう工
73	丹野川	明治橋 ～黒沢川排水機場（右岸） 赤土	左	200	0.6K ～ 0.8K	-	月の輪工
74 菊重 16	丹野川	赤土新橋 赤土	左	50	1.6K+50m ～ 1.7K	暫定堤防	積土のう工
重要度B小計		河川55箇所		22,550			

※「菊重」は重点区間

2. 県管理区間

対象 番号	河川名	ランドマーク 及び地先名	左右 岸	延長 (m)	位置 (自～至)	注意を要する 理由	水防工法
袋-1	菊川	鎌倉橋下流 友田	左右	20	19.0K+80m ～ 19.1K	断面狭小	積土のう工
袋-2	菊川	谷広橋下流 友田	左右	50	19.7K ～ 19.7K+50m	断面狭小	積土のう工
袋-3	菊川	谷広橋上流 友田～倉沢	左右	100	20.1K+30m ～ 20.2K+30m	断面狭小	積土のう工
袋-4	菊川	倉沢橋上下流 倉沢	左右	200	22.5K ～ 22.7K	断面狭小	積土のう工
重要度A小計		河川4箇所		370			
袋-12	上小笠川	御門橋～上内田橋 中内田～掛川市上内田	左右	1,770	2.7K+80 m ～ 4.5K+50 m	断面狭小	積土のう工
袋-13	西方川	JR東海道線橋 ～JR東海道新幹線橋 西方	左右	1,200	4.4K ～ 5.6K	断面狭小	積土のう工
袋-14	沢水加川	欠下橋～西田比堰 沢水加	左右	50	1.6K+50 m ～ 1.7K	断面狭小	積土のう工
重要度B小計		河川3箇所		3,020			

第2節 水防上重大な影響のある橋梁一覧（直轄区間）

対象 番号	河川名	路線名	橋梁名 (構造)	形状 (LW) m	位置	影響の内容	管理者
----------	-----	-----	-------------	-----------------	----	-------	-----

菊工 -A21	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	潮海寺橋 (2径間連続非合成 桁)	49.0 10.25	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -A22	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	立ヶ谷橋 (ホステン2連続T桁)	46.3 10.25	吉沢	桁下高不足	菊川市
菊工 -A34	牛淵川	(市) 山脇線	宮前橋 (合成H桁)	27.0 4.0	神尾	桁下高不足	菊川市
菊工 -A35	牛淵川	(市) 大須賀金谷線	住川橋 (RCT桁橋)	24.8 9.2	神尾	桁下高不足	菊川市
菊工 -A37	黒沢川	(一) 掛川浜岡線	明治小橋 (RC橋)	12.65 7.8	赤土	桁下高不足	静岡県
菊工 -A38	黒沢川	(市) 岳洋通り線	黒沢橋 (ホ-ロ-型PC桁)	18.0 6.5	赤土	桁下高不足	菊川市
菊工 -B3	菊川	(主) 相良大須賀線	生仁場橋 (鋼合成H桁鋼活荷重 合成桁)	80.0 9.0	嶺田	桁下高不足	静岡県
菊工 -B4	菊川	(一) 小笠掛川線	高田橋 (PCT桁)	86.0 6.7	上平川	桁下高不足	静岡県
菊工 -B5	菊川	(市) 加茂横地線	加茂橋 (鉄筋コンクリートT桁)	72.50 7.50	加茂	桁下高不足	菊川市
菊工 -B6	菊川	(市) 寺田向山線	八王子橋 (単純ホステンションT桁)	55.1 9.0	本所	桁下高不足	菊川市
菊工 -B7	菊川	(市) 吉田大東線	矢田部橋 (2径間連続非合成鋼 板桁)	51.0 12.0	本所 潮海寺	桁下高不足	静岡県
菊工 -B8	菊川	-	JR東海道菊川橋	-	本所 潮海寺	桁下高不足	JR東海
菊工 -B9	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	水神橋 (活荷重合成桁)	49.8 6.2	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -B12	牛淵川	(市) 嶺田川上線	鷹匠橋 (H桁橋)	47.0 6.50	下平川	桁下高不足	菊川市
菊工 -B13	牛淵川	(主) 相良大須賀線	新川橋	58.1 3.50	下平川	桁下高不足	静岡県
菊工 -B14	牛淵川	(市) 北281号線	平川橋 (PCT桁橋)	44.0 14.0	下平川	桁下高不足	菊川市
菊工 -B15	牛淵川	(市) 堤池村線	堤橋 (PC桁)	40.9 6.8	下平川	桁下高不足	菊川市
菊工 -B16	牛淵川	(県) 小笠掛川線	城下橋 (合製I桁橋)	60.4 8.0	上平川 下平川	桁下高不足	菊川市
菊工 -B17	牛淵川	(市) 西6号線	法華寺橋 (鋼製Hげた橋)	39.0 3.0	上平川 下平川	桁下高不足	菊川市
菊工 -B18	牛淵川	-	用水路水管橋 (鋼H桁)	63.0 4.4	東横地	桁下高不足	大井川右岸 土地改良区
菊工 -B19	牛淵川	(県) 川上菊川線	前川橋		東横地	桁下高不足	静岡県
菊工 -B20	牛淵川	(市) 大平本線	中島橋 (活荷重合成単純鋼 桁)	23.4 4.6	神尾	桁下高不足	菊川市
計			22箇所				

第3節 水防上注意を要する水門等一覧（直轄区間）

対象 番号	河川名	水門等の 名称	位置	形 状			種 別	施設 管理者	連絡先
				H	W	連			
菊工 -A2	菊 川	土橋樋管	奈良野	2.0	1.8	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A3	菊 川	排水管	加 茂		φ=0.3		フラップゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A4	菊 川	万田 第2排水樋管	半 済		φ=0.9	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A5	菊 川	八王子 樋管	本 所		φ=0.2	1	ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A6	菊 川	大井川用水余 水排水樋管	富 田		φ=0.3	1	スライド	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A15	菊 川	高田 排水樋管	下内田	2.0	2.0	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A16	菊 川	小川端樋管	加 茂		φ =0.45	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A17	菊 川	宮ノ西排水 樋管	加 茂		φ=0.3		スライドゲート 手 動	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A18	菊 川	前田樋管	本 所	1.50	1.75	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A19	菊 川	井田樋管	潮海寺	1.00	1.25	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A25	菊 川 (牛淵川)	高橋川 樋門	河東	3.10	2.73	2	ローラゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A26	菊 川 (牛淵川)	藤の木 樋管	赤土	1.00	1.00	1	スライドゲート	国土交通省	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A27	菊 川 (牛淵川)	下平川第1 用水樋管	下平川		φ=0.6	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A28	菊 川 (牛淵川)	東横地樋管	東横地	3.00	2.40	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A30	菊 川 (牛淵川)	嶺田悪水 樋管	嶺田	1.50	2.00	2	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A31	菊 川 (牛淵川)	下平川第2 用水樋管	下平川		φ=0.6	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A32	菊 川 (牛淵川)	段横地樋管	東横地	1.50	1.80	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A33	菊 川 (牛淵川)	山脇用水吐 樋管	神 尾		φ=0.3		ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A36	菊 川 (丹野川)	峯反法用水 樋管	赤 土	0.25	0.50	1	木製スライド スピンドル	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
直轄区間 計		19箇所							

第4節 湛水注意箇所一覧

関係河川名	位 置	湛水面積 (ha)	摘 要
菊 川	半済～三軒家地内	120.0	
	高田地内	150.0	
黒沢川	下平川地内	60.0	
計	3箇所	330.0	

第5節 土石流危険溪流一覧

河川名	溪流名	所在地 (字)	溪流概況			保全対象 人家戸数
			溪流長 (Km)	流域面積 (Km ²)	流下部平均勾配	
内谷川	古谷沢	古 谷	0.22	0.008	6°	5
高橋川	北之谷沢	枝 善	0.2	0.01	5°	5
	枝善沢	枝 善	0.16	0.005	12°	5
丹野川	猿渡沢	猿 渡	0.16	0.03	5°	4
	下組沢	下 組	0.3	0.01	5°	10
菊川	ウチワンヤ沢	本 所	0.18	0.04	8°	22
牛淵川	神尾下沢	神 尾	0.13	0.01	15°	6
	与兵衛谷沢	神 尾	0.07	0.01	16°	7
	殿ヶ谷沢	三 沢	0.13	0.03	9°	6
富田川	井戸沢	富 田	0.38	0.05	8°	2
	市代ノ谷沢	富 田	0.18	0.05	15°	2
	道上ヶ谷沢	富 田	0.13	0.03	10°	3
沢水加川	宮ノ谷沢	沢水加	0.31	0.05	9°	5
	金衛門下沢	沢水加	0.43	0.05	11°	2
	打無沢	沢水加	0.53	0.15	9°	4
	勝田ヶ谷沢	沢水加	0.23	0.04	7°	2
	農ヶ沢	沢水加	0.18	0.05	16°	1
	西田沢	沢水加	0.23	0.09	13°	3
	文字ヶ谷川	沢水加	0.24	0.07	7°	1
西方川	堂ノ谷沢	西 方	0.08	0.04	21°	1
	背戸ノ谷沢	西 方	0.25	0.03	10°	4
	東ノ谷沢	西 方	0.15	0.08	11°	2
牛淵川	神尾上沢1	神 尾	0.13	0.04	9°	4
	神尾上沢2	神 尾	0.24	0.16	7°	3
	神尾沢	神 尾	0.18	0.03	10°	3
	大平川下沢	神 尾	0.10	0.03	17°	2
	神尾下沢1	神 尾	0.10	0.01	17°	2
	神尾下沢2	神 尾	0.10	0.02	17°	4
	白山沢	東横地	0.21	0.02	11°	3
	西郷堂ヶ矢沢	東横地	0.22	0.03	10°	1
	諏訪ノ谷沢1	東横地	0.12	0.01	14°	1
	諏訪ノ谷沢2	東横地	0.13	0.01	13°	4
	西側沢	東横地	0.10	0.01	22°	4
	平四郎ヶ谷沢	三 沢	0.08	0.01	14°	4
	佐次兵衛ヶ谷沢	三 沢	0.07	0.01	16°	1

第9章 雨量観測（雨量の観測及び通報）

1 雨量観測所（静岡県所管1・国土交通省所管3・気象庁所管1 計5箇所）

(1) 静岡県所管の雨量観測所

() 内はテレメーター観測開始年月日

観測所名	流域 河川名	位 置	観測者名	観測開始 年月日	既往最大 日雨量
(テレ) 牧之原	菊 川	牧之原市 東萩間	袋井土木事務所 0538-42-3217	昭和43年4月1日 (S55. 3. 1)	365.0mm

(2) 国土交通省所管の雨量観測所

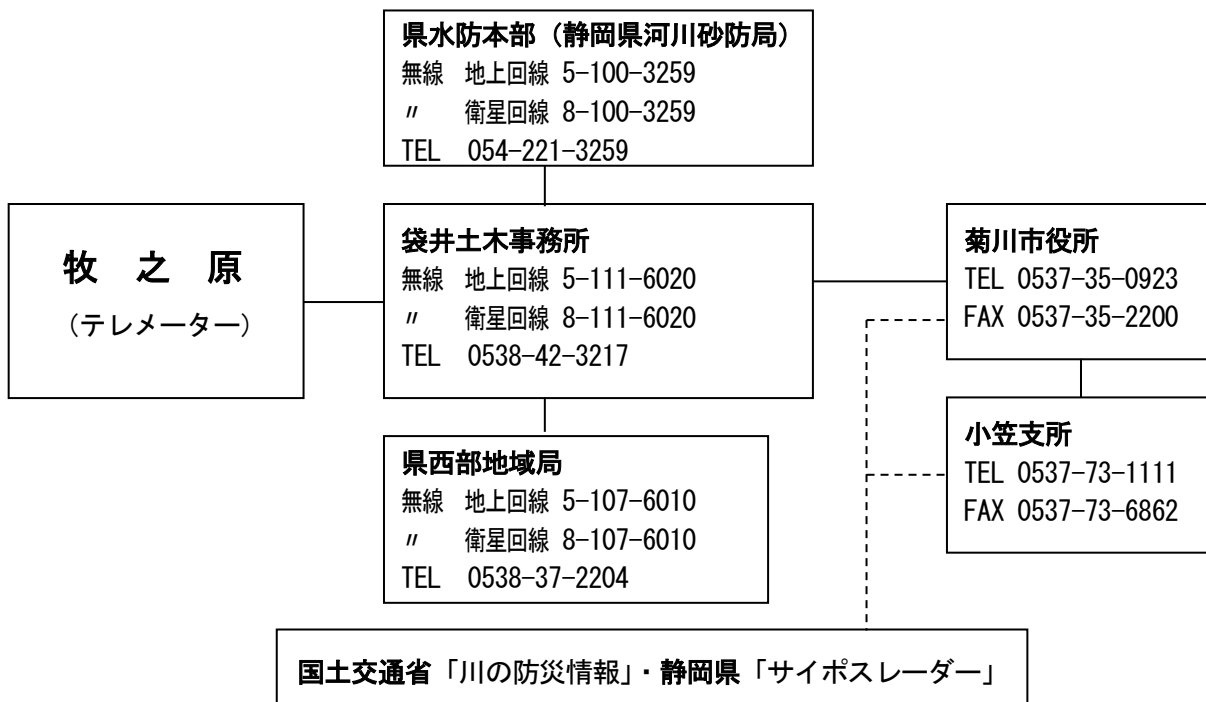
水系名	観測所名	所在地	標高	観測開始日	テレメーター開始年月日
菊川	平田	嶺田（平田出張所）	7 m	昭和25年8月27日	昭和49年6月20日
	河城	和田上ノ原	95m		昭和52年6月23日
	丹野	丹野奥原	150m		昭和50年6月4日

(3) 気象庁所管の雨量観測所

観測所名	所在地	観測種目						観測所の高さ	風向風速計地上の高さ
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		
菊川牧之原	倉沢	○	○	○	○			191m	10m

2 通報（警戒雨量）及び伝達経路

- (1) 24時間以内に80ミリ以上の降雨があった時。
- (2) 連続雨量100ミリの降雨があった時。
- (3) 前各項の通報発信の後、なお引き続き降雨のあった時は30ミリをこえるごとに通報する。



注1) 雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー (<https://sipos.pref.shizuoka.jp/>)」でも監視が行える。

注2) 国土交通省が配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するレーダの雨量情報（XRAIN）を雨量監視に活用する。

「レーダ雨量情報（XRAIN）」

(<https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rd?mapType=3&viewRd=1&viewRW=0&viewRiver=1&viewPoint=0&viewGrpStg=3&viewContents=3&fld=0&zm=6&clat=35.687088&clon=139.752844&rdtype=xrain&rdnum=1&rdopa=50>)

第10章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

第1節 静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

1 気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表の基準

(1) レベル2大雨注意報

大雨によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(2) レベル2氾濫注意報

洪水によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(3) レベル3大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

(4) レベル3氾濫警報

洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

第2節 大雨及び洪水注意報・警報の発表基準(菊川市)

1 注意報

(1) レベル2大雨注意報

表面雨量指数基準 14

土壌雨量指数基準 64

(2) レベル2氾濫注意報

流域雨量指数基準 牛淵川流域=10.6、西方川流域=6.8

複合基準 牛淵川=(7、10.6)、西方川流域=(7、6.8)、菊川流域=(7、12)

指定河川洪水予報による基準 菊川[加茂]

2 警報

(1) レベル3大雨警報

表面雨量指数基準 22

土壌雨量指数基準 110

(2) レベル3氾濫警報

流域雨量指数基準 牛淵川流域=13.3、西方川流域=8.5

複合基準 牛淵川=(19、13.3)、西方川流域=(11、7.6)

指定河川洪水予報による基準 菊川[加茂]

第3節 大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方

1 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

2 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

3 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川」流域の流域雨量指数30以上を意味する。

4 洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数基準、流域雨量指数基準)の組み合わせによる基準値を示す。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

第4節 特別警報(参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

[静岡地方気象台発表の特別警報の発表の基準]

レベル5大雨特別警報：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

暴風特別警報：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

第11章 水位観測（水位の観測及び通報）

1 水位観測所（静岡県所管2・国土交通省所管4 計6箇所）

(1) 静岡県所管の水位観測所

() 内はテレメーター観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

観測所名	流域河川	位置	水位				観測開始年月日	観測者名
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難判断 (特別警 戒)	氾濫 危険 (危険)		
白岩橋	西方川	加茂	(3.30)	(3.80)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217
籠田橋	上小笠川	中内田	(3.20)	(3.70)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217

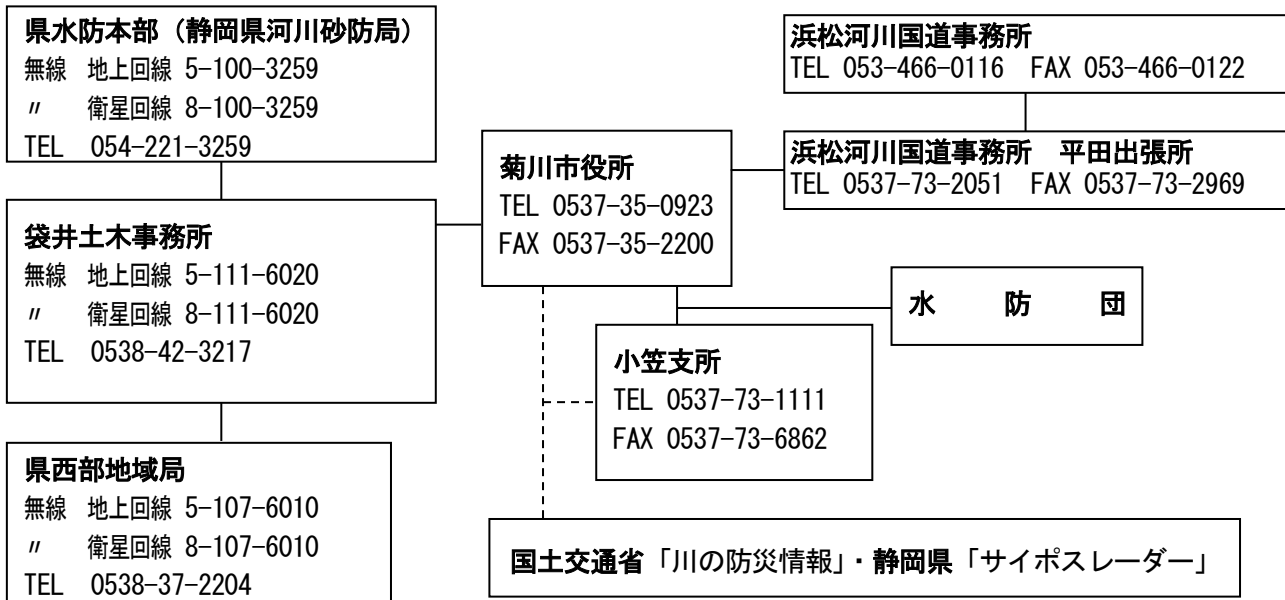
(2) 国土交通省所管の水位観測所

上段：普通観測、下段：自記観測

河川名	観測所名	位置 (Km)	所在地	流域面積 (Km2)	量水標の 0点(m)	器種	観測開始 年月日	テレメーター 開始年月日
菊川	加茂	左11.9	加茂	34.2	12.000	水晶式	S28.5.1 S29.5.1	S49.6.20
	嶺田	右6.4	嶺田	69.7	2.440	浮体式	S8.6.16 S29.5.1	S50.6.4
牛淵川	堂山	右3.6	堂山新田	33.1	0.608	水晶式	S29.3.1 S30.2.1	S48.5.24
	横地	左10.1Km	東横地	10.93	1.009	水晶式	- S59.3.30	S59.3.30

2 水位の通報及び伝達経路

- (1) 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の時間毎の水位
- (2) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻
- (3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回ったときの時刻



注) 水位情報の入手及び通報については、川の防災情報、サイボスレーダーが正常に機能し水位を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、電話、ファックス等で通報するものとする。

第12章 洪水予報と水防警報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
菊川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番地八地先から海まで
	右岸 菊川市富田字長行平七十六番地二十地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	避難判断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位(危険水位)	氾濫発生水位	計画高水位
菊川	加茂	加茂	左岸河口より11.9km	1.50m	2.50m	3.20 m	3.20 m	3.50m	5.20m	5.94m

(3) 洪水予報発表者

河川名	発表者	発表責任者
菊川	浜松河川国道事務所 静岡地方气象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方气象台長

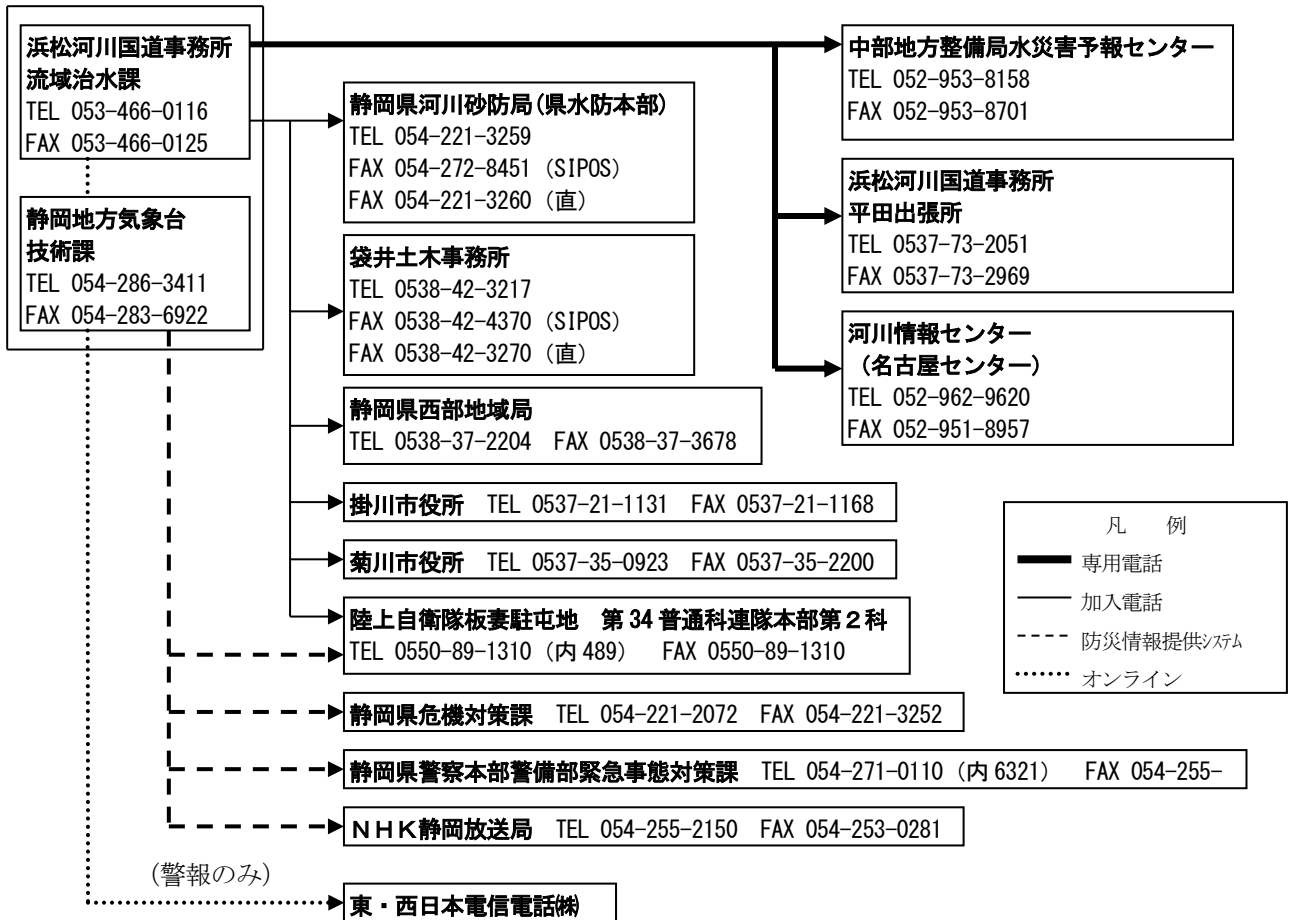
(4) 洪水予報の種類と基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
レベル2 氾濫注意報 (レベル2大雨 注意報)	基準地点の水位が、氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡气象台が協議の上決定する。
レベル3 氾濫警報 (レベル3大雨 警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レベル4 氾濫危険警報 (レベル4大雨 危険警報)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レベル5 氾濫特別警報 (レベル5大雨 特別警報)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	

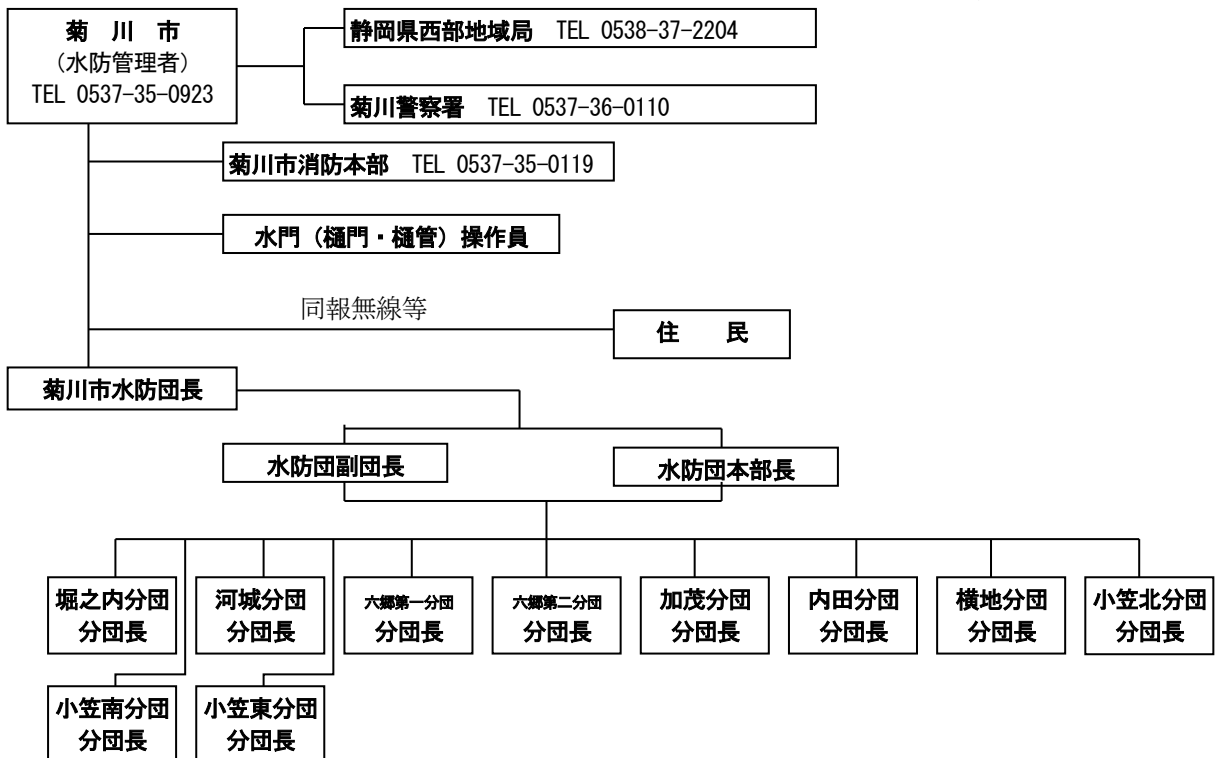
洪水予報が継続しているときに、補足の情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連の番号を付して発表する

(5) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXで通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



菊川市から関係機関への連絡は、基本的に電話連絡とする。(洪水予報・洪水警報共通)



第2節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の発表は浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川及び区域

(m)

河川名	区域		区域延長
菊川	幹川	左岸 菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
	支川 (牛淵川)	左岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m

(2) 水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(危険)水位	氾濫発生水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地地盤高
菊川	加茂	加茂小川端	左岸河口から 11.9Km	1.50	2.50	3.20	3.20	3.50	5.20	5.94	左 7.7 右 7.6	左 6.4 右 5.2
	嶺田	西嶺田	右岸河口から 6.4Km	2.00	4.30	4.90	—	—	—	5.79	左7.4 右7.5	左3.8
支川 (牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から 3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	6.34	5.86	左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2
	横地	東横地	左岸合流点から 10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.30	3.95	4.06	左 5.3 右5.1	左 5.3 右3.5

(3) 水防警報発表者

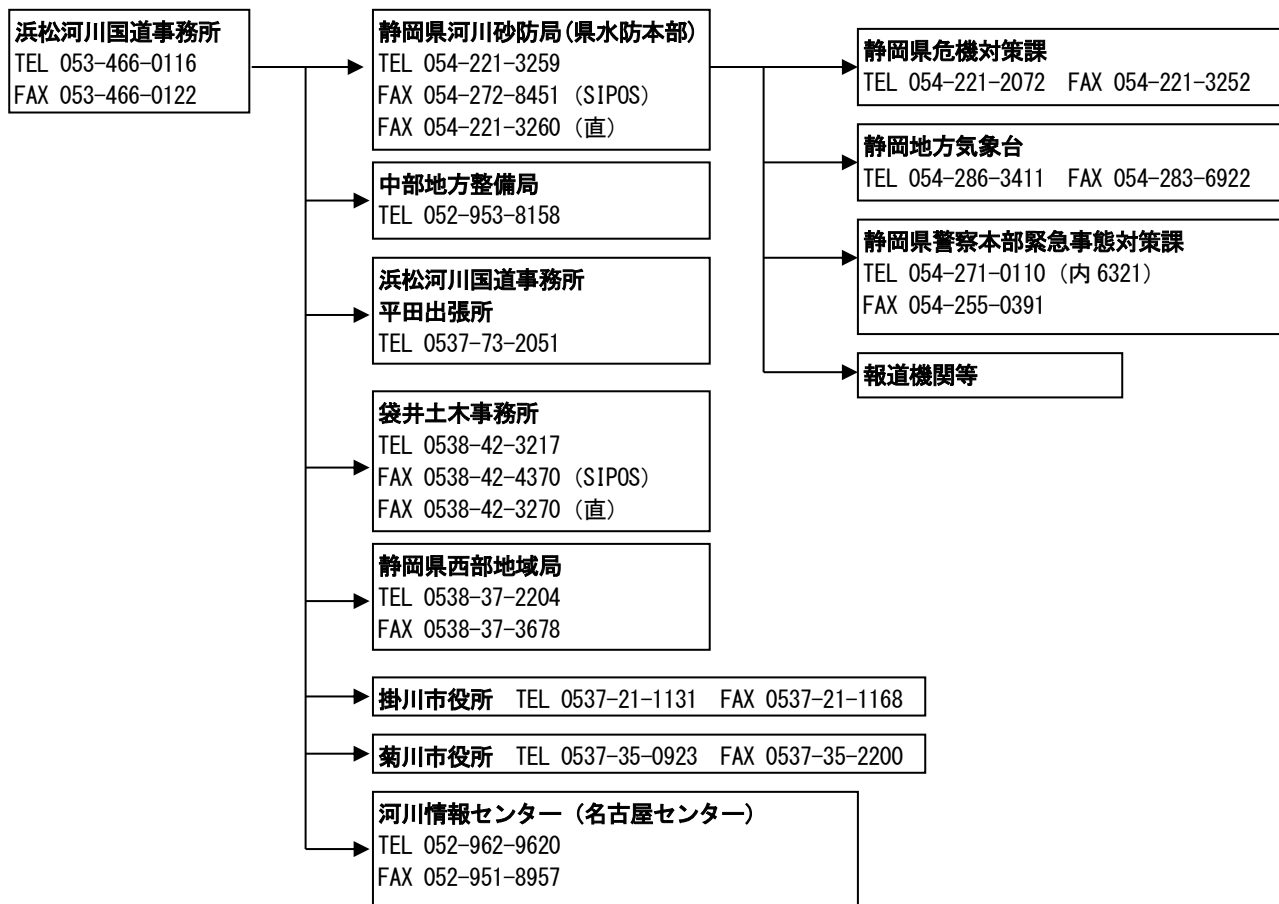
河川名	発表者
菊川	浜松河川国道事務所
支川 (牛淵川)	浜松河川国道事務所

(4) 水防警報の種類及び発表

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状態を通知するもの	適宜

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にはFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第3節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）の水位到達情報は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区	域	区域延長
牛淵川 (支川)	左岸	菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12, 300m
	右岸	菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

(3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

河川名	観測所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断(特別警戒)水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	危険水位	現況堤防高	堤内地盤高
支川 (牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	6.34	5.26	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.30	3.95	3.94	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

種類	発表基準
レベル2 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
レベル4 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。



中部地方整備局管内の氾濫危険水位の設定

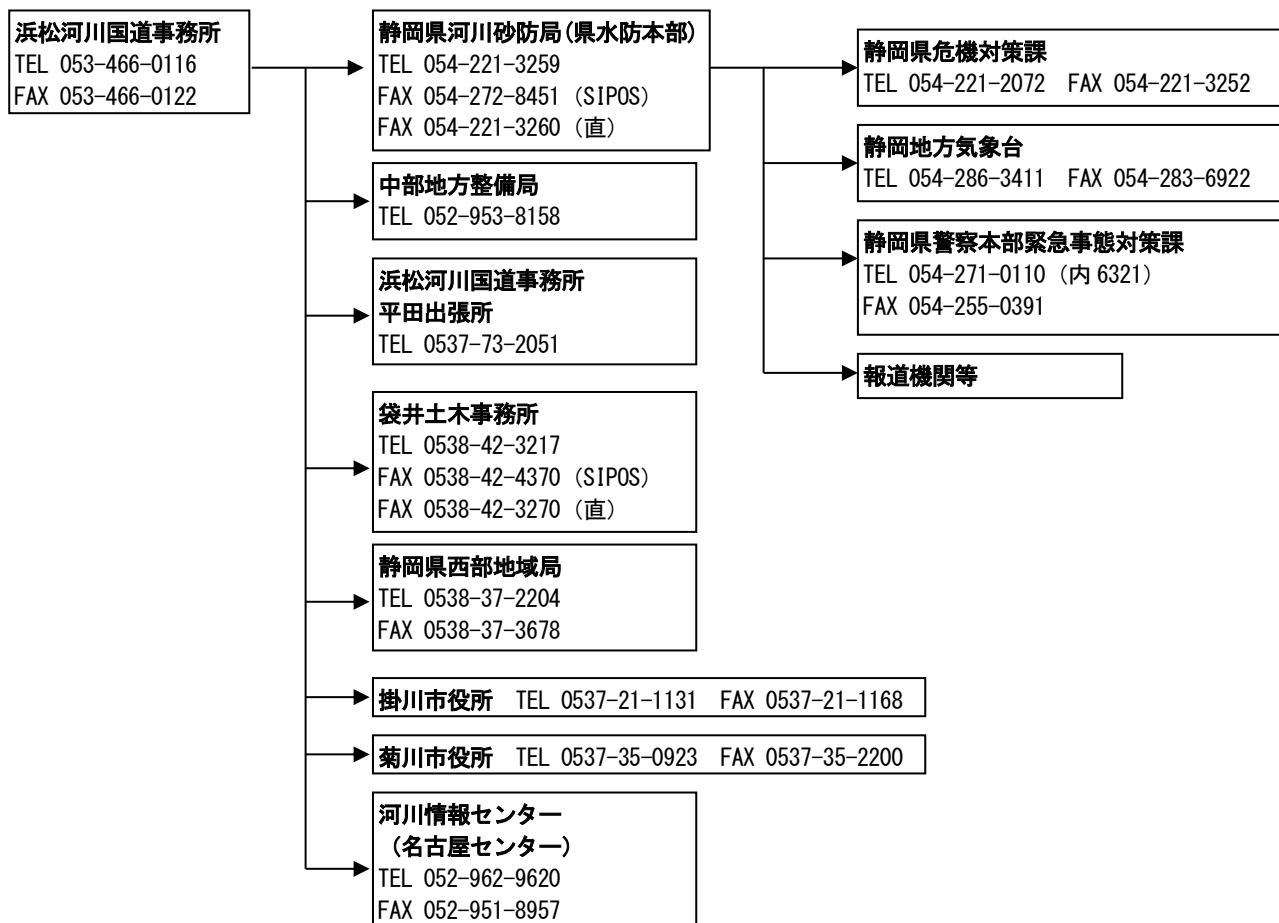
(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(6) 牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

水防警報の伝達方法は、基本的にはFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第13章 水防機関の配備及び活動

第1節 非常配備

水防管理者が洪水等により水防活動の必要を認めたととき、及び知事からその警戒の伝達又は指示を受けた場合は、水防管理者の指示により職員ならびに水防団員は、次の要領により非常配備体制に入り水防業務に従事するものとする。

(1) 職員の配備基準等

菊川市災害対策本部運営規則より抜粋

	一般（風水害等）対策	配備職員
事前配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に警戒レベル3相当（警報）が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上又は累計雨量100mm以上 ② 水位が水防団待機水位以上 （加茂1.5m、嶺田2.0m、堂山3.1m、白岩橋3.3m、籠田橋3.2m、横地1.8m） ③ 市長が必要と認めた場合 	<p>（地震・原子力災害）</p> <p>危機管理課2名、建設課1名、小笠市民課1名</p> <p>→職員4名</p> <p>（一般（風水害等）対策）</p> <p>次頁「強雨時における職員事前配備参集体制の運用について」のとおり配備するものとする。</p> <p>※状況に応じてその他必要な要員を動員する場合がある。</p>
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に警戒レベル4相当（危険警報）が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上が2時間以上又は累計雨量150mm以上 ② 水位が氾濫注意水位以上 （加茂2.5m、嶺田4.3m、堂山4.6m、白岩橋3.8m、籠田橋3.7m、横地2.1m） ③ 市長が必要と認めた場合 	<p>市長、副市長、教育長、部長級職員、総務部、危機管理部、建設経済部職員及び各部連携調整室、企画財政部の一部職、財政課職員、企画政策課DX推進係、情報システム係職員、小笠市民課職員、こども政策課の一部職員、福祉課の一部職員、教育文化部の一部職員、議会事務局の一部職員、地区派遣員、避難所派遣員</p> <p>→職員150名（約半数）</p> <p>※状況により必要な要員のみ動員又は配備職員以外の職員を増員する場合がある。</p>
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に警戒レベル5相当（特別警報）が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ① 時間雨量50mm以上が3時間以上又は累計雨量200mm以上 ② 水位が氾濫危険水位以上 （加茂3.5m、堂山5.3m、横地2.3m） ③ 突発災害が発生した場合 ④ 市長が必要と認めた場合 	<p>全職員</p>

強雨時における職員事前配備参集体制の運用について

黒沢川流域及び江川流域の内水浸水等の状況、牛淵川の避難指示発令に備えてを踏まえ、「事前配備」参集体制を下記のとおり運用する。

配備体制	配備職員	配備基準	業務内容
事前配備 牛淵川 (横地) 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部長 ・危機管理課長 ・危機管理課 4人 (当日・前日当番者) ・総務部長 ・総務部連携調整室 ・建設経済部長 ・建設経済部連携調整室 ・建設課 1人 ・市長公室 2人 ・地域支援課 2人 (計15人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●横地水位観測所の水位が水防団待機水位以上(1.8m)になった時 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●六郷地区センター避難所開設準備(派遣員連絡調整含む) ●第1次配備への移行準備
事前配備 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 2人 ・建設課 1人 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に警報が発令された場合 ●水防団待機水位を超過した時 ●時間雨量50mm以上又は累計雨量100mmを超過した時 他 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他
事前配備 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理課 2人 ・危機管理課長 ・危機管理課専門監 ・危機管理部長 ・建設課長 ・建設課管理係 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒沢川又は江川排水機場の操作員が参集した時 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●排水機場操作員との連絡と排水機周辺の状況把握、警戒・監視 ●事前配備「第3段階」への移行準備
事前配備 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理部の全員 ・危機管理部長 ・建設経済部長及び連携調整室 ・建設課及び都市計画課、農林課の全員 ・小笠市民課 1人 ・総務部長 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒沢川又は江川排水機場の自家発電機の稼働時 ※自家発電機稼働から、黒沢川樋門全閉まで約40分 黒沢川樋門を閉じると流域で内水浸水被害が発生する ●朝日線アンダーの浸水警報が発信された時 他 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内河川等の水位状況や降雨状況、気象・防災情報の収集他 ●排水機場操作員との連絡と排水機周辺の現地パトロールなど状況把握、警戒・監視 ●第1次配備への移行準備、平川地区センター等への避難所開設準備 ●朝日線アンダーや浸水等により通行が不可能となった市道等の安全確保(通行止め他)

(2) 水防団の配備基準等

待 機	
配備基準	水防に関係のある気象の警報が発せられたとき 概ね市職員の第1配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第1次に示す陣容
態 勢	団長を本部、副団長及び本部長を本部7人・支部4人詰めさせ、団長は、その後の情勢の推移を把握し、団員を直ちに次の段階に入り得るような状態に置くものとする 正副分団長及び部長並びに班長は所属部蔵置所及び詰所にて待機

準 備	
配備基準	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想させるとき 概ね市職員の第2配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	水防団長・副団長・本部長は、団員の配備計画にあたるとともに、水防機材の整備点検及び堤防巡視等のため団員を出動させる

出 動	
配備基準	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき 概ね市職員の第3配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	河川の監視及び市内巡視等警戒態勢 状況により水防作業、並びに住民の避難誘導

第2節 水防活動

1 水防管理者の指示

水防管理者は、水防警報の連絡を受けたときは、直ちに水防団長にその旨を連絡するとともに、樋門・樋管操作員に対して、樋門・樋管の巡視を行うように指示するものとする。

2 水防団の活動

水防団長は、直ちに各河川等の受持ち区域の分団長に対し、その旨を連絡し、必要団員に堤防巡視を行うよう指示するものとする。分団長は、巡視の状況を随時水防団長に通報するとともに、水防団長は水防本部長に報告するものとする。

水防団員は、水防団長の指示により水防警報を受けたときから、洪水等の危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防活動に従事するものとする。

3 自主水防隊の活動

自主水防隊は、水防警報が発令された旨を水防管理者より連絡を受けたときは、待機の体制をとるものとする。市水防本部が設置された場合は、地区の状況に応じて自主水防隊水防本部を設置し、市水防本部と情報等の相互連絡をとるものとする。また、災害の危険が除去されるまでの間、住民の安全の確保に努めるとともに、市及び水防団の水防作業に協力するものとする。

自主水防隊水防本部を設置した場合には、その旨市水防本部へ連絡するものとする。

4 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第3節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

水防信号の発令責任者は、水防団長とする。但し、水防本部長より特別の命令があった場合はこの限りではない。水防団長は水位が警戒水位に達したときは、静岡県水防信号規則第1号により地域住民及び水防団員に周知するものとする。第2号から第4号の水防信号については、各分団長及び関係者からの状況報告に基づき発令するものとする。

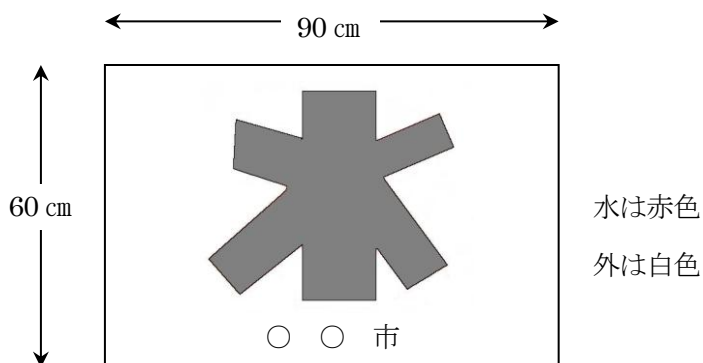
水防信号は同報無線により発するものとし、措置事項、水防信号は次のとおりである。

種類	説明	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	約5秒 約15秒 約5秒 ○ ——— 休止 ○ ——— 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○ ——— 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約5秒 約6秒 約5秒 ○ ——— 休止 ○ ——— 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○ ——— 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	約10秒 約5秒 約10秒 ○ ——— 休止 ○ ——— 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○ ——— 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ — 休止 ○ — 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘、サイレンを併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、口頭伝達より周知させるものとする。	

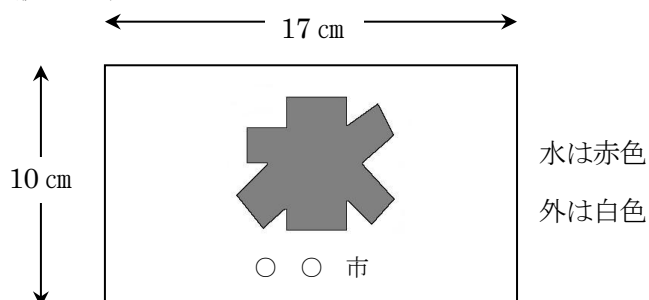
2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、次のとおりとする。

(1) 水防優先通行車馬標識

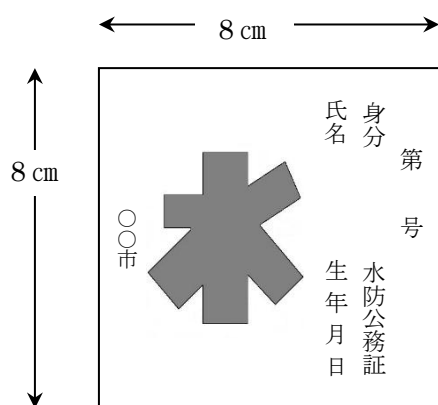


(2) 腕章



3 身分証票

水防法第49条第2項の規定による身分証票（昭和31年9月28日県告示第938号）は、次のとおりとする。



(裏)

記名以外の者使用を禁ず。

本証の身分に変更があった時は速やかに訂正を受けること。

本証の身分を失った時は直ちに本証を返還すること。

本証は、水防法第49条第2項の規定による立入証である。

水は赤色、外は白色

第4節 水防解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をした時とする。
- 2 水防団員は 1 による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第5節 水防活動報告

各分団長は、水防活動報告終了後、2日以内に別表11により、水防本部長に活動報告をしなければならない。

第14章 決壊時の処置

第1節 決壊（被害情報）の通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに水防管理者は、同報無線、その他あらゆる方法により、地域住民、袋井土木事務所長、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

第2節 避難体制

1 避難のための立ち退き

堤防等が破堤した場合又は、破堤の危機にひんした場合には、水防管理者又はその命を受けたものは速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

2 避難所の開設

市は、前号の指示を発した場合には、速やかに避難所を開設し、避難を必要とする者に周知するとともに、市職員を派遣し状況に応じ誘導・収容するものとする。

避難所の開設場所を別表8のとおり指定するものとする。

3 避難誘導及び避難所責任者

自主水防隊長は避難所が開設された場合には、避難誘導責任者となり地域を管轄する水防分団及び自治会役員と協力し、避難を必要と認める区域の住民を避難誘導するとともにその旨を水防管理者に報告するものとする。

前号により派遣された市職員は、避難所責任者となり、自主水防隊長及び避難所が開設された施設の管理者の協力を得て避難所の運営にあたるものとする。

4 警察署への通知

水防管理者又はその命を受けた者は、立ち退き、又はその準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第15章 協力応援

第1節 河川管理者の協力

1 国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所)及び静岡県袋井土木事務所の協力

河川管理者(国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所))及び静岡県袋井土木事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報
- (6) 国土交通省の災害対策車両等の派遣

国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、浜松河川国道事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受け入れ担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。

なお、派遣要請をした場合は、速やかに県へ報告する。

(災害対策用車両等の派遣に要する費用は、原則として、派遣要請をした市が負担することとする。)

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条第1項)
但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要すると認める場合は、必要事項を示し県知事に対し要請するものとする。

第5節 警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

第6節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

- 1 水防管理者は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。
- 2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。
国土交通省窓口の連絡先は以下のとおりである。
※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地区	国土交通省 窓口	電話番号	FAX番号
中部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213
西部	浜松河川国道事務所 流域治水課	053-466-0116	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は別表9のとおりである。

第16章 水防てん末報告

- 1 水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終了したときには、次の事項をとりまとめ、水防活動実施報告書により水防活動実施後10日以内に袋井土木事務所に報告するものとする。
- 2 水防てん末報告事項
 - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
 - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
 - (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
 - (9) 応援の状況
 - (10) 居住者出勤の状況
 - (11) 警察関係の援助の状況
 - (12) 現場指導の官公署氏名
 - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (14) 水防関係者の死傷
 - (15) 殊勲者及びその功績
 - (16) 殊勲水防団とその功績
 - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 3 水防活動実施報告作成上の注意事項（水防管理団体水防活動実施報告書）
 - (1) 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - (2) 水防管理団体は水防区長（県袋井土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付し、3部提出すること。
 - (3) 集計表は指定様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 - (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- 4 水防活動実施報告書
各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ指定の様式により翌月3日までに所轄水防区に報告すること。

第17章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第1節 水防管理団体の水防計画

- 1 水防管理団体の水防計画の策定
 - (1) 指定水防管理団体は、静岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年必ず水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - (2) 指定水防管理団体は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規程する市町防災会議を設置する市町である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、静岡県知事に届け出なければならない。
 - (3) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。
- 2 水防管理団体の水防計画の配布
水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第2節 水防訓練

- 1 指定水防管理団体は、毎年1回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- 2 水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第18章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 浸水想定区域
菊川市における浸水想定区域は、菊川市防災ハザードマップのとおりである。
- 2 災害時要配慮者が利用する施設
菊川市浸水想定区域における災害時要配慮者が利用する施設は、別表10のとおりである。
- 3 洪水予報の伝達方法及び伝達事項
菊川浸水想定区域における洪水予報の伝達方法及び事項は次のとおりとする。
 - (1) 伝達方法
 - ア ラジオ、テレビ放送
 - イ 同報無線、ホームページ
 - ウ 広報車
 - エ 電話
 - (2) 伝達事項
 - ア 高齢者等避難又は避難指示（緊急）の主旨
 - イ 高齢者等避難又は避難指示（緊急）が出された地域名
 - ウ 避難所（所在地、名称、受入人員）
 - エ 避難経路及び誘導方法
- 4 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置（法第15条）
市は、洪水時は円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、関係機関等の協力を得て、避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、菊川市地域防災計画、第3章「災害応急対策計画」第7節「避難救出計画」及び菊川市避難情報の判断・伝達マニュアルにより措置するものとする。

菊川市水防協議会条例

平成17年 1月17日 条例第139号

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定に基づき、同条第1項本文の規定により市が設置する菊川市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水防計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、水防に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員
 - (2) 静岡県の職員
 - (3) 静岡県警察の警察官
 - (4) 消防職員
 - (5) 水防団の代表
 - (6) 学識経験のある者
 - (7) 市の職員

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 1月17日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

令和 7・8 年度 菊川市水防協議会委員名簿（令和 8 年 4 月 1 日現在）
（任期）令和 9 年 3 月 31 日まで

職 名	行政機関・団体等	役 職	氏 名	備考
会 長	菊川市	市 長	長谷川 寛彦	
委 員	国土交通省 浜松河川国道事務所	所 長	千野 貴彦	令和 8 年より
委 員	静岡県 袋井土木事務所	所 長	佐藤 雅史	令和 8 年より
委 員	静岡県西部地域局	西部危機管理監	森西 洋之	
委 員	静岡県警察 菊川警察署	署 長	小田巻 強	令和 8 年より
委 員	国土交通省OB	学識経験者	中村 修治	
委 員	菊川市消防本部	消防長	白岩 勝	
委 員	菊川市消防本部	消防署長	後藤 浩孝	
委 員	菊川市消防団	団 長	平川 悠太	令和 8 年より
委 員	菊川市消防団	副団長	戸塚 誠也	令和 8 年より 菊川地区
委 員	菊川市消防団	副団長	相羽 健吾	令和 8 年より 小笠地区
委 員	菊川市役所	危機管理部長	杉田 憲彦	令和 8 年より
委 員	菊川市役所	建設経済部長	星野 和吉	
委 員	菊川市役所	建設課長	森 正和	

(計 14 人)

別表 2

菊川市災害対策（警戒）本部編成表（菊川市職員の配備上の留意事項から抜粋）

正副本部長	—	市長、副市長、教育長
危機管理部	総括班	危機管理課、防災強靱化室
	地区派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	避難所派遣員	別に定める要員（個別に任命）
総務部	総務班	総務課、議会事務局、監査委員事務局
	情報収集班	地域支援課
	情報伝達班	市長公室
	連携調整班	各部連携調整室
企画財政部	企画調整班	企画財政部参事、企画政策課、財政課、会計課
	調査班	税務課
生活環境部	市民環境班	市民課、環境推進課、小笠市民課（小笠地区情報収集員を兼ねる）
	上下水道班	水道課、下水道課
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	健康づくり課、長寿介護課、子育て応援課（こども保健係、こども発達係）
	福祉避難班	福祉課、長寿介護課、子育て応援課（家庭支援係、こども相談係）
	幼保班	こども政策課
建設経済部	事業班	建設経済部参事兼都市計画課専門監、建設課、都市計画課
	経済班	商工観光課、産業支援センター、農林課、茶業振興課
教育文化部	教育総務班	教育総務課、学校教育課
	社会教育班	社会教育課、図書館
消防本部	消防・救急班	消防総務課、警防課、予防課、消防署
消防団	消防・水防班	消防団（水防団）

※災害対策本部における本部員は、正副本部長並びに総務部長、危機管理部長、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設経済部長、教育文化部長、議会事務局長及び危機管理課専門監で組織する。

※健康福祉部及びこども未来部の所掌事務のうち、健康救護班及び福祉避難班については健康福祉部長が、幼保班についてはこども未来部長が事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

※各班の班長は該当する所属長とし、複数の課で組織する場合は、□枠で表示する所属長とする。

災害対策本部事務分掌

(1) 各班共通事項

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に係る情報の取りまとめ及び情報伝達に関すること。 2 所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3 所属職員への動員連絡に関すること。 4 班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管市有施設の被害状況に関すること。 2 所管市有施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3 災害復旧事業に係る被害調査に関すること。 4 災害復旧事業計画の策定に関すること。 5 災害復旧事業の実施に関すること。 6 所管災害応急対策に係る記録の収集及び整理に関すること。 7 他の班への応援に関すること。

(2) 班別事務分掌

区 分	班 名	事 務 分 掌
危機管理部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置に関すること（本部室の準備） 2 職員の非常招集に関すること 3 各班との連絡調整及び総括に関すること 4 県派遣員との連携及び県方面本部、関係機関との連絡調整に関すること 5 各種輸送の連絡調整に関すること 6 防災関係機関、企業、市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること 7 市民からの要請に対する処理に関すること 8 災害対策上必要な物資の調達及びあっせんに関すること 9 自衛隊の派遣要請に関すること 10 災害救助法の適用に関すること 11 避難所の開設に関すること <p>原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線防護に関すること ・ヨウ素剤の保管に関すること ・広域避難対策に関すること ・オフサイトセンター、モニタリング要員に関すること
	地区派遣員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区（自治会）の情報収集に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること 3 避難所運営の支援に関すること <p>原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の運搬及び配布の支援に関すること ・避難者及び避難バスの誘導に関すること

	避難所派遣員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営支援に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事
	モニタリング要員 原子力災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時モニタリングに関する事
	小笠地区情報収集員 一般風水害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 小笠地区内の情報収集に関する事 2 本部への情報連絡に関する事 3 災害対策における各班との連携に関する事 4 災害対策本部の特命事項に関する事
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部会議の運営に関する事 2 本部必需品の緊急調達に関する事 3 職員の動員及び調整に関する事 4 職員の健康管理に関する事 5 職員の災害補償に関する事 6 職員への給食に関する事 7 職員及び職員の家族並びに住宅の安否の調査・対策に関する事 8 県等からの応援職員の受入れに関する事 9 市議会議員との連絡調整に関する事 10 国、県等の視察・調査に関する事 11 緊急物資集積場所の設置・運営に関する事 12 災害救助用物資の輸送に関する事
	情報収集班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報、道路情報及び被害情報の収集伝達（電話、無線、FAX等の受信）に関する事 2 各班、自主防災会（自治会）、消防団からの被害報告の取りまとめに関する事 3 被害情報、写真の記録、整理に関する事 4 災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関する事 5 防災行政無線等の利用調整に関する事
	情報伝達班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞、テレビ、HP、同報無線、防災メール、SNS、dボタン等による情報の伝達に関する事 2 市民への避難指示等の情報伝達に関する事 3 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事 4 災害応急対策の広報に関する事
	連携調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班間の連絡調整に関する事 2 各班の活動状況の取りまとめに関する事 3 各班の応援に関する事

企画財政部	企画調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎及び設備の被害状況のとりまとめ及び緊急機能確保措置に関する事 2 市所管の土地、施設の被害調査及び復旧に関する事 3 被災者の生活相談に関する事 4 被災復興相談窓口の設置に関する事 5 国、県等関係機関への要請、陳情に関する事 6 災害対策の予算措置に関する事 7 災害経理の出納に関する事 8 義援金の保管及び配分に関する事 9 市有車両の配車に関する事 10 災害時緊急車両の手続きに関する事 11 災害救助用車両の借上げに関する事 12 災害復旧事業計画に係る調査及び策定に関する事 13 庁内の情報ネットワークに関する事
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税減免に関する事 2 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事 3 被災証明願の受付及び被災証明書の発行に関する事 4 家屋等の被害状況の調査に関する事
生活環境部	市民環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の保護に関する事 2 災害時における来庁者への案内に関する事 3 JR滞留客の誘導及び保護に関する事 4 臨時ヘリポートの開設に関する事 5 災害時における清掃、環境衛生施設の被害調査及び応急復旧並びに衛生の維持に関する事 6 遺体の埋火葬等処理に関する事 7 動物の保護管理に関する事 8 被災地の防疫に関する事 9 衛生資材の調達に関する事 10 ごみ、し尿（仮設トイレ）、がれき、残骸物の処理（公費解体を含む。）に関する事 11 遺体の受入れ及び関係機関並びに関係者への連絡に関する事 12 小笠支所の被害調査及び緊急機能確保措置に関する事 13 小笠地区における情報収集及び本部との連絡調整に関する事 <p>一般風水害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小笠地区の情報収集に関する事

	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害調査及び応急給水、復旧対策に関すること 2 浄水用薬品の調達に関すること 3 災害時の飲料水の確保に関すること 4 市指定水道工事店の動員要請に関すること
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設に関すること 2 救護所への医療職の動員要請に関すること 3 医療及び助産体制に関すること 4 感染症予防に関すること 5 救急医療品及び衛生材料の確保に関すること 6 罹災者の医療救護に関すること 7 罹災者に対する健康支援及び栄養指導に関すること 8 罹災者の精神保健対策に関すること 9 罹災妊産婦及び新生児の医療に関すること <p>原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部及び内部被ばくを受け、又は受けた恐れのある者の検査及び健康相談に関すること ・ヨウ素剤投与の補助に関すること
	福祉避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に係る事務に関すること 2 総合保健福祉センターの被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること 3 罹災世帯の低所得、身体障がい者、独り暮らし老人、児童、母子世帯等の援護に関すること 4 罹災者に対する援護資金及び福祉資金の貸付けに関すること 5 社会福祉施設（障がい者、高齢者等）の被害状況の調査及び応急対策、調整に関すること 6 義援金の受付けに関すること 7 配慮者（避難行動要支援者）の対応に関すること 8 ボランティア活動の支援に関すること 9 避難行動要支援者台帳の開示に関すること 10 福祉避難所の開設及び運営支援に関すること 11 高齢者及び障がい福祉サービスの状況確認、調整に関すること 12 地域包括支援センターに関すること 13 児童館に関すること <p>原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援に関すること
	幼保班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の園児、児童等の安否確認と避難誘導、引渡し等管理及び指導に関すること 2 幼保施設及び放課後児童クラブの休園等の運営管理に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> 3 幼保施設及び放課後児童クラブの被害状況の調査及び報告に関する事 4 避難所運営の支援に関する事
建設経済部	事業班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路啓開に関する事 2 土砂災害危険箇所の状況確認に関する事 3 道路、橋梁、河川、水路、急傾斜地等の被害調査に関する事 4 応急復旧対策工事に関する事 5 公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関する事 6 建設業組合などへの作業依頼に関する事 7 河川の障害物の除去に関する事 8 土採取、砂利採取事業の被害調査及び応急復旧に関する事 9 都市計画施設の被害調査及び災害復旧に関する事 10 公営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 11 住宅等の被害状況調査及び応急修理等の指導に関する事 12 応急危険度判定士に関する事 13 応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関する事 14 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する事 15 都市公園の被害調査及び災害復旧に関する事 16 施工中の土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び応急復旧に関する事
	経済班	<ul style="list-style-type: none"> 1 工事中現場の二次災害防止対策に関する事 2 商工業、農業及び林業の被害調査に関する事 3 緊急物資の調達及びあっせんに関する事 4 飼料及び畜産物に関する事 5 家畜伝染病予防及び防疫に関する事 6 中小企業者、農林業者の災害金融に関する事 7 農業災害に関する技術対策の樹立及び推進に関する事 8 農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力体制に関する事 9 保管農薬の安全に関する事 10 死亡獣畜の処理に関する事 11 農林業者の生活維持対策に関する事 12 土地改良財産の被害調査及び災害復旧に関する事 13 農地及び農業用施設の被害調査に関する事 14 森林火災に関する事 15 ため池等の水量調整の指導に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 16 支援物資の受付に関する事 17 災害寄付金（ふるさと納税対応）に関する事 18 応急復旧資材のあっせんに関する事 19 商工団体との連絡調整に関する事 20 保養センター及び観光施設に関する事 21 産業支援センターに関する事
教育文化部	教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における児童、生徒、教員等の安否確認並びに避難誘導、引渡し等管理及び教育指導に関する事 2 義務教育施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関する事 3 教職員の動員及び調整に関する事 4 休校等学校の管理に関する事 5 災害時の教科書及び学用品の調達並びにあっせんに関する事 6 学校給食に関する事 7 炊出し等非常時食料のための学校給食センターの使用に関する事 8 給食センター施設の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関する事 9 避難所の開設及び運営支援並びに学校運営との調整に関する事 10 教育委員会からの指示に関する事
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設、社会体育施設、及び図書館及び小笠児童館における利用者の保護に関する事 2 社会教育施設、社会体育施設及び図書館の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関する事 3 文化財の被害調査に関する事 4 避難所の開設・運営支援に関する事
消防本部	消防・救急班	<ul style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防衛に関する事 2 風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関する事 3 人命の救助及び応急救護並びに救急に関する事 4 避難誘導に関する事 5 災害広報活動に関する事 6 危険物の保安対策に関する事 7 関係消防本部との連絡調整に関する事 8 所掌に係る関係機関団体との連絡調整に関する事 9 消防団との連絡調整に関する事 <p><u>原子力災害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質及び放射線防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事

	消防・水防班 (消防団・水防団)	<ol style="list-style-type: none">1 風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防 御に関する事2 風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情 報収集に関する事3 人命の救助及び応急救護に関する事4 避難誘導に関する事5 災害広報活動に関する事6 地域防災関係機関との連絡調整に関する事
--	---------------------	--

別表3 水防資材

河川	水防倉庫	資 材																										
	名 称	杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)	
菊川	市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菊川	加茂	246		22,000		50	130		100		50	40	70	15		34		5			1		48	2				
菊川	池村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
菊川	嶺田	30		1,000		5					3		5			3		2	2		3							
丹野川	丹野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
丹野川	川上	80		1,000		5	5				3		5			3		2	2		3							
丹野川	赤土上	55		1,000		5	1				2	3		7	3		3		2	2	5	3						
丹野川	赤土下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
牛淵川	下平川	30		1,000		5	5				1	2		5			4		2	3		3						

※なお、各分団の資材調達について、状況の急変等により水防本部に要請する暇がないときは、当該地域の業者等により調達するものとする。(菊川市役所は老朽化、丹野、池村及び赤土下は取り壊しのため除外)

正規

きくがわ
菊川レベル2 氾濫注意報
 (警戒レベル2 情報)

菊川洪水予報 第1号
 令和8年04月22日 11時40分
 はまつかせんこくどうじむしょ しずおかちほうきしやうだい
 浜松河川国道事務所 静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

きくがわ
 菊川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2】加茂基準観測所(菊川市)受け持ち区間
 きくがわ かも きくがわし
 菊川の加茂基準観測所(菊川市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

菊川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 情報)		
新着・更新		新着
基準観測所		加茂
対象河川		菊川
新着・更新	警戒レベル()相当	2
	水位又は流量	現況
		予測
新着	菊川市	2
新着	掛川市	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数值は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について
 [防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	20日 11時 30分～22日 11時 30分 までの流域平均雨量	22日 11時 30分～22日 14時 30分 までの流域平均雨量の見込み
菊川流域	2 ミリ	0 ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	22日						
		11:30現在	12:30予測	13:30予測	14:30予測	15:30予測	16:30予測	17:30予測
		2.53	2.55	2.60	2.60	2.65	2.65	2.70
警戒レベル2								
加茂 (菊川市)	氾濫発生水位 5.17m							
	氾濫危険水位 3.50m							
	避難判断水位 3.20m							
	氾濫注意水位 2.50m ゼロ点高 E.L.=12.00m	●	●	●	●	●	●	●

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	加茂 基準観測所		
	菊川市		
受け持ち区間	菊川		
	左岸 菊川の河口から菊川市富田河原田地先まで 右岸 菊川の河口から菊川市富田長行地先まで		

雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:34.739444/lon:138.0888889/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
---------------------	---

洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8504900100
---------------	---

河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85
----------	---

氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=138.0888889&y=34.7394444&z=13
------	---



今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 浜松河川国道事務所 河川管理課 電話：053-469-1032

気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

きくがわ
菊川レベル4 氾濫危険警報
(警戒レベル4 相当情報)

菊川洪水予報 第1号
 令和8年04月22日 11時40分
はままつかせんこくどうじむしょ しずおかちほうきしやうだい
 浜松河川国道事務所 静岡地方气象台 共同発表

(見出し)

きくがわ
 菊川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】かも 加茂基準観測所 (きくがわし 菊川市) 受け持ち区間

これは、避難指示の発令の目安です。菊川の加茂基準観測所 (きくがわし 菊川市) では、「氾濫危険水位」に到達しました。菊川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、掛川市、きくがわし 菊川市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

菊川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)		
新着・更新 基準観測所		新着 加茂
対象河川		菊川
新着・更新	警戒レベル () 相当	4
	水位 又は 流量	4
		現況
	予測	
新着	菊川市	4
新着	掛川市	4

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について

[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	20日 11時 30分～22日 11時 30分 までの流域平均雨量	22日 11時 30分～22日 14時 30分 までの流域平均雨量の見込み
菊川流域	2 ミリ	0 ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	22日						
		11:30現在	12:30予測	13:30予測	14:30予測	15:30予測	16:30予測	17:30予測
		3.53	3.55	3.60	3.65	3.70	3.75	3.80
警戒レベル4 相当								
加茂 (菊川市)	氾濫発生水位 5.17m							
	氾濫危険水位 3.50m							
	避難判断水位 3.20m							
	氾濫注意水位 2.50m ゼロ点高 E.L.=12.00m							

・ゼロ点高に関する解説

https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	加茂 基準観測所		
	菊川市		
受け持ち区間	菊川		
	左岸 菊川の河口から菊川市富田河原田地先まで 右岸 菊川の河口から菊川市富田長行地先まで		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:34.739444/lon:138.0888889/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf
---------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kwabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8504900100
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=138.0888889&y=34.7394444&z=13
------	---



今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 浜松河川国道事務所 河川管理課 電話：053-469-1032

気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

〇〇〇 〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号
 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
かきんていしよ 〇〇河川事務所 / ちほう せしよう たい 〇〇地方气象台 発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
 氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇水位観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所(〇〇市)受け持ち区間
 災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所(〇〇市)では「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では氾濫が既に発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	5	3
水位 又は 流量	現況	5 (氾濫しているおそれ)	3 (レベル3水位超過)
	予測		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=hayamihyo>

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

正規

〇〇〇 〇〇川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号
 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
かきんていしよ 〇〇河川事務所 / ちほう せしよう たい 〇〇地方气象台 発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫が発生
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区(右岸)

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区(右岸)付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所(△△市)
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△基準観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	5	3
水位 又は 流量	現況	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=hayamihyo>

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区(右岸)	■〇〇県 ●〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区) ●△△市(△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区)

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

別表7 水防団出動体制

令和8年4月1日(実員数)

分団部名	団員 定数	団員 実員数	出動体制人員		集結場所
			待機 (第1次)	準備・出動 (第2次)	
本部 (女性消防隊)	23 (10)	22 (9)	2	2	菊川市役所
			10	10	市消防本部
堀之内分団	40	24	11	13	所属詰所
河城分団	40	14	7	7	所属詰所
六郷第一分団	20	15	6	9	所属詰所
六郷第二分団	60	33	15	18	所属詰所
加茂分団	20	12	6	6	所属詰所
内田分団	20	12	6	6	所属詰所
横地分団	20	26	6	20	所属詰所
小笠北分団	40	23	10	13	所属詰所
小笠南分団	20	15	6	9	所属詰所
小笠東分団	35	14	7	7	所属詰所
機能別団員	26	35	0	35	所属詰所
合計	364	245	92	154	

※出動体制人員：菊川市役所職員(52名)、他市市役所職員(2名)及び女性団員(9名)を除く

※待機(第1次)：班長以上の団員

水防分団詰所(消防団各蔵置所を詰所とする)

分団	所在地	電話	分団	所在地	電話
堀之内分団	堀之内429-1	36-0152	加茂分団	加茂1675-1	36-0936
	西方2312-5	36-1104	内田分団	中内田4741-2	36-3469
河城分団	潮海寺345-1	36-4492	横地分団	東横地1999-1	35-4355
	吉沢451-3	35-3169	小笠北分団	下平川1904-1	73-5741
六郷第一分団	本所1313	36-5449		大石525-1	73-5742
六郷第二分団	本所2407-1	35-2045	小笠南分団	高橋2402-11	73-5743
	牛淵134-1	36-4011	小笠東分団	川上740-1	73-5744
	牛淵2115-12	27-2835※		赤土2251-1	87-2933※

※市外局番0538

別表7 (つづき)

各河川に対する水防区域は、次のとおりとし、各分団の配備区域はおおよそ所轄区域とする。

ただし、状況と本部の指令により相互協力して応援するものとする。

水防団	管轄区域	
分団名		
堀之内分団	堀之内分団管轄内の応援 西方川両岸	栗林橋から起点まで
河城分団	菊川両岸 沢水加川両岸 富田川両岸	谷田部橋から市境まで 全区間 全区間
六郷第一分団	菊川両岸	菊川橋から谷田部橋まで
六郷第二分団	菊川両岸 小出川両岸 牛湫川両岸 六郷第二分団管轄内の応援	新菊川橋から菊川橋まで 境橋から起点まで 前川橋から起点まで
加茂分団	菊川右岸 菊川左岸 西方川両岸	西方川合流点から新菊川橋まで 小川端橋から新菊川橋まで 菊川合流点から栗林橋まで
内田分団	菊川右岸 上小笠川両岸 稲荷部川両岸	旧大東町境から西方川合流点まで 菊川合流点から掛川市境まで 全区間
横地分団	菊川左岸 牛湫川両岸 小出川両岸	高田橋から小川端橋まで 旧小笠町境から前川橋まで 菊川合流点から境橋まで
小笠北分団	菊川左岸 牛湫川右岸 牛湫川左岸 菊川両岸 牛湫川右岸	井宮神社付近より高田橋まで 新川橋より旧菊川町境まで 丹野川合流点より旧菊川町境まで 旧大東町境より井宮神社付近まで 旧大東町境より新川橋まで
小笠南分団	牛湫川左岸 高橋川両岸 江川左岸	旧大東町境より江川合流点まで 全域 牛湫川合流点より江川2号橋まで
小笠東分団	丹野川両岸 古谷川両岸 江川両岸 牛湫川左岸 丹野川両岸 江川右岸 古谷川両岸 内谷川両岸	赤土新橋より丹野池まで 丹野川合流点より石神橋まで 江川2号橋より江川起点まで 江川合流点より丹野川合流点まで 牛湫川合流点より赤土新橋まで 牛湫川合流点より江川2号橋まで 石神橋より赤土沢まで 全域

別表8 指定避難所予定場所（地震災害・一般風水害）（令和7年12月末現在）

指定避難所予定場所（地震災害・一般風水害）

番号	避難所	所在地	電話	デジタル地域 防災無線	指定避難所の運用について					体育館		校舎・施設		
					地震災害時に利用	一般風水害時に利用	地区防災連絡会本 部として利用	福祉避難所※1	特設公衆電話	㎡	受入人数 (人/3.3㎡)	㎡	受入人数 (人/3.3㎡)	
1	堀之内小学校	静岡県菊川市西方2140	0537-35-2108	231	○	-	-	-	-	-	919	278	3,514	1,064
2	加茂小学校	静岡県菊川市加茂5114	0537-35-3347	234	○	-	-	-	-	-	773	234	5,066	1,535
3	内田小学校	静岡県菊川市下内田1637	0537-35-2632	235	○	-	-	-	-	-	894	270	2,599	787
4	横地小学校	静岡県菊川市東横地1886	0537-35-3552	236	○	○（南校舎）	-	-	-	-	753	228	2,335	707
5	六郷小学校	静岡県菊川市本所2200	0537-35-3147	233	○	-	-	-	-	-	1,065	322	5,079	1,539
6	河城小学校	静岡県菊川市吉沢556	0537-35-3330	232	○	-	-	-	-	-	878	266	3,187	965
7	小笠北小学校	静岡県菊川市嶺田59	0537-73-2054	237	○	○（南校舎2F多目的室）	-	-	-	-	1,032	312	4,887	1,480
8	小笠南小学校	静岡県菊川市高橋3503	0537-73-2220	238	○	-	-	-	-	-	894	270	3,060	927
9	小笠東小学校	静岡県菊川市川上1348-2	0537-73-2050	239	○	○（西校舎2F）	-	-	-	-	912	276	3,380	1,024
10	菊川西中学校	静岡県菊川市加茂38	0537-35-3546	242	○	-	-	-	-	設置済	1,362	412	5,633	1,706
11	菊川東中学校	静岡県菊川市本所670	0537-35-2335	241	○	-	-	-	-	設置済	1,089	330	5,318	1,611
12	岳洋中学校	静岡県菊川市下平川5430	0537-73-2400	243	○	-	-	-	-	設置済	1,337	405	5,112	1,549
13	保養センター（小菊荘）	静岡県菊川市大石88	0537-73-2460	269	○	-	-	-	-	-	-	-	1,806	547
14	中央公民館	静岡県菊川市下平川6225	0537-73-1114	261	○	-	-	-	-	-	-	-	146	44
15	市民総合体育館※2	静岡県菊川市赤土1070-1	0537-73-5600	262	○	-	-	-	-	-	3,687	1,117	-	-
16※4	県立小笠高校 体育館	静岡県菊川市東横地1222-3	0537-35-3181	251	○	-	-	-	-	-	2,667	808	-	-
17※4	常葉大学附属菊川中・高校体育館（自修館）	静岡県菊川市半済1550	0537-35-3171	-	○	-	-	-	-	-	2,245	671	-	-
18※4	菊川南陵高校 体育館	静岡県菊川市河東5442-5	0537-73-5141	-	○	-	-	-	-	-	1,255	380	-	-
19	西方地区センター	静岡県菊川市西方2300-1	0537-36-0682	211	-	○	該当	-	-	-	-	-	460	139
20	町部地区センター	静岡県菊川市堀之内1500	0537-36-0455	212	-	○	該当	-	-	-	-	-	603	182
21	加茂地区センター	静岡県菊川市加茂5112	0537-36-0487	213	-	○	該当	-	-	-	-	-	414	125
22	内田地区センター	静岡県菊川市下内田1730	0537-36-5499	214	-	○	該当	-	-	-	-	-	642	194
23	横地地区センター	静岡県菊川市土橋28	0537-35-3352	215	-	-	該当	-	-	-	-	-	427	129
24	六郷地区センター	静岡県菊川市本所2406	0537-35-3459	216	-	○	該当	-	-	-	-	-	533	158
25	河城地区センター	静岡県菊川市吉沢451-1	0537-36-0681	219	-	○	該当	-	-	-	-	-	639	193
26	牧之原農村婦人の家	静岡県菊川市牧之原227-5	0548-27-2838	217	○	○	該当※3	-	-	-	-	-	382	115
27	青葉台コミュニティセンター	静岡県菊川市青葉台1-12-2	0537-35-0202	218	○	○	該当※3	-	-	-	-	-	501	151
28	嶺田地区コミュニティセンター（みねだ会館）	静岡県菊川市嶺田1273	0537-73-3737	266	-	-	該当	-	-	-	-	-	472	143
29	平川コミュニティ防災センター（ひらかわ会館）	静岡県菊川市下平川1835	0537-73-1010	220	-	○	該当	-	-	-	-	-	476	144
30	小笠南地区コミュニティセンター（みなみやま会館）	静岡県菊川市高橋3669-1	0537-73-6330	221	-	○	該当	-	-	-	-	-	476	144
31	小笠東地区コミュニティセンター（くすりん）	静岡県菊川市川上1371-2	0537-73-6566	222	-	-	該当	-	-	-	-	-	569	172
32※4	布引原南公民館	静岡県菊川市赤土2250-7	-	501	○	○	-	-	-	-	-	-	324	98
33※4	和松会（松秀園）地域交流部分	静岡県菊川市高橋2774-1	0537-63-1100	281	○	-	-	-	該当	-	-	-	381	15
34※4	白翁会（喜久の園）うらら部分	静岡県菊川市仲島2-4-16	0537-37-1231	-	○	-	-	-	該当	-	-	-	333	7
35※4	白翁会（光陽荘）地域交流室	静岡県菊川市潮海寺682-1	0537-36-5051	283	○	-	-	-	該当	-	-	-	2,108	6
36※4※5	草笛の会（草笛作業所）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5239	282	○	-	-	-	該当	-	-	-	650	10
37※4	草笛の会（かすが）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5580	-	○	-	-	-	該当	-	-	-	551	10
38※4	草笛の会（菊川寮）	静岡県菊川市東横地133	0537-73-6202	-	○	-	-	-	該当	-	-	-	2,338	23
39※4	和松会（清松園）	静岡県菊川市棚草1284	0537-73-2662	-	○	-	-	-	該当	-	-	-	1,706	7
40※4	東遠学園（東遠地区生活支援センター）	静岡県菊川市西方4345-2	0537-35-2753	256	○	-	-	-	該当	-	-	-	1,100	12
41※4	Mネット東遠（工房オアシス）	静岡県菊川市赤土1660-1	0537-73-1033	-	○	-	-	-	該当	-	-	-	297	15
42※4	Mネット東遠（きくがわ作業所）	静岡県菊川市本所1407-4	0537-28-9711	-	○	-	-	-	該当	-	-	-	297	9

・災害の規模及び被災の程度によって、指定避難所の用途を変更する可能性がある。

・菊川地区の小中学校は、開放区のみ計上している。

・各自主防災会の任意避難地は、各自主防災会において予め決めておくものとする。

※1 和松会（清松園・松秀園）、白翁会（喜久の園・光陽荘）、草笛の会、東遠学園、Mネット東遠は、要配慮者（災害時要援護者）を受入れする「福祉避難所」とする。

開設の有無については、菊川市災害対策本部で決定する。

※2 市民総合体育館は、原子力災害時に避難所として使用する。

※3 六郷地区センターが利用出来ない場合、代替施設として利用する。

※4 菊川市の所有ではない施設

※5 令和7年3月削除

別表9 国土交通省災害対策用車両等一覧表

災害対策機種名	建設機番	規格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	車両位置情報システム 呼出名称	中部地整保有台数	
対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	静岡対策1	8台	
	21-4502	拡幅型	1台	平成21年度	沼津河川国道事務所	○	沼津対策1		
	21-4503	拡幅型	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○	豊橋対策1		
	26-4508	拡幅型	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技対策1		
	30-1505	拡幅型	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	三重支援1		
	RO2-4506	拡幅型	1台	令和2年度	木曾川上流河川事務所	○	木上対策1		
	RO2-4507	拡幅型	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	浜松対策1		
RO2-4508	拡幅型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	天上対策1			
待機支援車	16-1510	大型	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	高山支援1	大型 2台 バス型 2台 小型 3台 計 7台	
	16-1511	大型	1台	平成16年度	飯田国道事務所	○	飯田支援1		
	19-1515	n ³ 型	1台	平成19年度	紀勢国道事務所	○	紀勢支援1		
	21-4510	小型	1台	平成21年度	静岡河川事務所	○	静岡支援1		
	21-4511	小型	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○	木下支援1		
	26-4509	小型	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	沼津支援1		
	RO2-4509	n ³ 型	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技支援1		
排水ポンプ車	19-4502	30m ³ /min	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水3	30m ³ 31台 30m ³ 高揚程 4台 60m ³ 高揚程 2台 計 37台	
	19-4504	30m ³ /min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水2		
	19-4505	30m ³ /min	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○	庄内排水2		
	20-4504	30m ³ /min	1台	平成20年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水3		
	20-4505	30m ³ /min	1台	平成20年度	静岡河川事務所	○	静岡排水2		
	20-4506	30m ³ /min	1台	平成20年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水4		
	20-4507	60m ³ /min 揚程20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技排水5		
	21-4504	30m ³ /min	1台	平成21年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水3		
	21-4505	30m ³ /min	1台	平成21年度	庄内河川事務所	○	庄内排水3		
	21-4506	30m ³ /min	1台	平成21年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水4		
	21-4507	60m ³ /min 揚程20m	1台	平成21年度	中部技術事務所	○	中技排水6		
	22-4503	30m ³ /min	1台	平成22年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水4		
	24-4500	30m ³ /min	1台	平成24年度	庄内河川事務所	○	庄内排水1		
	24-4501	30m ³ /min	1台	平成24年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水1		
	25-4500	30m ³ /min	1台	平成25年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水1		
	25-4501	30m ³ /min	1台	平成25年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水1		
	25-4502	30m ³ /min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重排水1		
	25-4503	30m ³ /min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重排水4		
	26-4500	30m ³ /min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水1		
	26-4501	30m ³ /min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水2		
	26-4502	30m ³ /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排水1		
	26-4503	30m ³ /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排水2		
	26-4504	30m ³ /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排水3		
	26-4505	30m ³ /min 揚程20m	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水1		
	27-4501	30m ³ /min	1台	平成27年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水4		
	RO2-4510	30m ³ /min	1台	令和2年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水2		
	RO2-4511	30m ³ /min	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水1		
	RO2-4512	30m ³ /min	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水2		
	RO2-4513	30m ³ /min	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技排水4		
	RO3-4503	30m ³ /min	1台	令和3年度	木曾川上流河川事務所	○	木上排水5		
	RO3-4504	30m ³ /min	1台	令和3年度	静岡河川事務所	○	静岡排水1		
	RO3-4505	30m ³ /min	1台	令和3年度	三重河川国道事務所	○	三重排水2		
	RO3-4506	30m ³ /min	1台	令和3年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水5		
RO3-4507	30m ³ /min	1台	令和3年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水3			
RO5-4508	30m ³ /min 揚程20m	1台	令和4年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水3			
RO5-4509	30m ³ /min 揚程20m	1台	令和4年度	三重河川国道事務所	○	三重排水3			
RO5-4510	30m ³ /min 揚程20m	1台	令和4年度	木曾川下流河川事務所	○	木下排水3			
照明車	16-1512	25kVA	10m	1台	平成16年度	岐阜国道事務所	○	岐阜照明1	10m 16台 20m 18台 計 34台
	16-1513	25kVA	10m	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	高山照明1	
	17-1515	25kVA	10m	1台	平成17年度	北勢国道事務所	○	北勢照明1	
	17-1516	25kVA	10m	1台	平成17年度	中部技術事務所	○	中技照明5	
	21-4508	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明2	
	21-4509	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○	木下照明2	
	28-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成28年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明1	
	29-4505	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明1	
	29-4506	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明1	
	30-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	三重照明1	
	RO2-4514	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	庄内河川事務所	○	庄内照明1	
	RO2-4515	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○	木下照明1	
	RO2-4516	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技照明1	
	RO3-1502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和3年度	紀勢国道事務所	○	紀勢照明1	
	RO3-1503	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和3年度	飯田国道事務所	○	飯田照明1	
	RO3-1504	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和3年度	中部技術事務所	○	中技照明4	
	18-4506	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○	静岡照明2	
	18-1514	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	名古屋国道事務所	○	名古屋照明1	
	18-1515	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	多治見砂防国道事務所	○	多治見照明1	
	19-4507	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	木上照明2	
	19-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○	庄内照明2	
	19-1513	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明2	
	19-1514	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	三重照明2	
	20-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明2	
	20-1510	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技照明1	
	20-1511	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技照明6	
	23-4500	2kW×6灯	20m	1台	平成23年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明1	
	25-4504	2kW×6灯	20m	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重照明3	
	26-4506	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	静岡河川事務所	○	静岡照明1	
	26-4507	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	木曾川下流河川事務所	○	木下照明3	
	RO1-4500	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	木曾川上流河川事務所	○	木上照明1	
	RO1-4501	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明2	
	RO2-4517	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技照明2	
RO3-1505	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和3年度	静岡国道事務所	○	静岡照明1		
分艇型バックホウ	22-4504	1.0m ³ 遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	-	2台	
	22-4505	1.0m ³ 遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	-		
	57-1341	TL-20.40m×6m (車道部)	1機	昭和57年度	静岡国道事務所	-	-		
応急組立橋	58-1341	40m×0.8m (歩道部)	1機	昭和58年度	静岡国道事務所	-	-		
	63-1366	TL-20.40m×8m (歩車含)	1機	昭和63年度	中部技術事務所	-	-		
	EB-0101	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1機	平成11年度	北勢国道事務所	-	-	6セット	
	EB-0501	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1機	平成25年度	岐阜国道事務所	-	-		
	EB-0502	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1機	平成25年度	飯田国道事務所	-	-		
	EB-0501	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1機	令和4年度	浜松河川国道事務所	-	-		
衛星通信車	DC-0151	発電機付	1台	令和2年度	静岡国道事務所	○	静岡衛星1	7台	
	DC-0551	発電機付	1台	平成15年度	中部技術事務所	○	中技衛星1		
	DC-3252	発電機付	1台	令和2年度	三重河川国道事務所	○	三重衛星1		
	DC-3451	発電機付	1台	平成14年度	天竜川上流河川事務所	○	天上衛星1		
	DC-3551	発電機付	1台	平成15年度	沼津河川国道事務所	○	沼津衛星1		
	DC-3251	発電機付	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	浜松衛星1		
	DC-3151	Car-SAT	1台	令和元年度	中部地方整備局	○	中部衛星1		
航空機 (回転翼)									
機種名	登録記号	型式	数量	購入年度	基地 (空港名)	搭乗人員	保有者	中部地整	
まんなか号	JM6817	BELL412EP	1機	平成13年度	県営名古屋空港	8人	本省 (中部配備)	1機	
港湾空港部 船舶									
船種	船名	総トン数	数量	購入年度	基地港		保有者	中部地整	
漁業兼油回収船	清瀬丸	4.792t	1隻	平成16年度	名古屋港 V3岸壁		名古屋港湾事務所	2艘	
海洋環境整備船	白龍	198t	1隻	平成20年度	名古屋港 四号地岸壁		名古屋港湾事務所		

別表10.【浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧】

洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	施設名称	施設分類	サービス・運営形態	事業所所在地
○	-	J Aデイサービス夢咲	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川6266
○	○	内田デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田2218-2
○	-	ツクイ 菊川デイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂184-1
○	-	デイサービス斉藤	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川293
○	-	デイサービスセンター さくら	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市土橋414-1
○	-	マザーズ西方 武番館	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市西方2410-1
○	-	ニチイケアセンター 菊川本所	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市本所1725-2
○	○	デイサービスかなで	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田4044-1
○	-	ふじデイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市東横地1938-1
○	-	ケアステーションあさひ菊川	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川139-3
-	○	特別養護老人ホーム 松寿園	社会福祉施設（介護施設）	特別養護老人ホーム	菊川市棚草1261
-	○	特別養護老人ホーム 松寿園	社会福祉施設（介護施設）	短期入所生活介護（ショートステイ）	菊川市棚草1261
-	○	和松会デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	認知症対応型通所介護施設（デイサービス）	菊川市猿渡260-1
○	-	グループホーム小笠	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
○	-	グループホーム小笠2号館	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
-	○	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	社会福祉施設（介護施設）	小規模多機能型居宅介護施設	菊川市中内川5017-6
○	-	デイサービス菊川加茂の家	社会福祉施設（介護施設）	地域密着型通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂3092-1
○	-	特別養護老人ホーム 喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	指定短期入所生活介護事業所	菊川市仲島2-4-16
○	-	特別養護老人ホーム 喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	介護老人福祉施設	菊川市仲島2-4-16
-	○	いきいきホーム 松風苑	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
-	○	軽費老人ホーム和松園	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
○	-	菊川保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市潮海寺41-2
○	-	横地保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市東横地1729
○	-	河城保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市友田15-3
-	○	ひかり保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市下平川2115-2
○	-	おおぞら認定こども園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市下内田832
○	-	認定こども園西方保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市西方1457
-	○	認定こども園堀之内幼稚園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
-	○	認定こども園愛育保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
○	-	認定こども園菊川中央こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所27
○	○	認定こども園 双葉こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所2227-1
○	-	認定こども園ひがしこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市川上1410-1
○	-	認定こども園みなみこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市高橋3691
○	-	小笠北幼稚園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市嶺田85
○	-	あいキッズ加茂園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂1984-1
○	-	小笠東小学校	学校施設	公立	菊川市川上1348-2
○	-	小笠南小学校	学校施設	公立	菊川市高橋3503
○	-	小笠北小学校	学校施設	公立	菊川市嶺田59
-	○	六郷小学校	学校施設	公立	菊川市本所2200
○	-	加茂小学校	学校施設	公立	菊川市加茂5114
○	-	堀之内小学校	学校施設	公立	菊川市西方2140
-	○	河城小学校	学校施設	公立	菊川市吉沢556
-	-	横地小学校	学校施設	公立	菊川市東横地1886
-	-	内田小学校	学校施設	公立	菊川市下内田1637
○	-	岳洋中学校	学校施設	公立	菊川市下平川5430
○	-	菊川西中学校	学校施設	公立	菊川市加茂38
○	○	菊川東中学校	学校施設	公立	菊川市本所670
-	○	県立小笠高校	学校施設	公立	菊川市東横地1222-3
-	○	常葉大学附属菊川中・高校	学校施設	私立	菊川市半済1550
○	-	ジョブステーションしずおか第4	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	-	ジョブステーションしずおか第5	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1135-1
○	-	ジョブステーションしずおか菊川東	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	-	ジョブステーションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市半済1870
○	-	ジョブステーションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市半済1870
○	-	ジョブステーションしずおか第2	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市仲島2-5-3
○	-	しずおか未来カレッジ（B）	社会福祉施設（障害者施設）	自立訓練（生活訓練）	菊川市半済1870
○	-	しずおか未来カレッジ（A）	社会福祉施設（障害者施設）	就労移行支援	菊川市半済1870
○	-	ベース・キャンブ アンダンテ	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市加茂5995
○	-	やすらぎの郷	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市本所1519
○	-	ふれんずつばさ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川187-1
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市棚草1284
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所	菊川市棚草1284
-	○	障がい者支援施設 清松園	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市棚草1284
-	○	和松会障がい者 デイサービスセンター	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市猿渡260-1
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（施設入所支援）	菊川市東横地133
○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（短期入所ショートステイ）	菊川市東横地133

○	-	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市東横地133
○	-	かすが	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市上平川7-1
○	-	おがさの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川841-3
○	-	コロポックルの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川1185-2
○	-	ほんまちの家・サテライト	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1527-3
○	-	ほんまちの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1588-1
○	-	若草の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川75-3
○	-	春日の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川77-3
○	-	カレントの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川212-3
○	-	つちはしの家1	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	-	つちはしの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	-	城山の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川2381
○	-	たかはしの家1	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2860-1
○	-	たかはしの家2	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2864-1
○	-	アフターケアセンターくさぶえ	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市上平川87-1
○	-	リカバリーきくがわ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川106-1
○	-	リカバリーきくがわ加茂	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市加茂4727
○	-	工房オアシス	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市赤土1660-1
○	-	きくがわ作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援B型）	菊川市本所1407-4
-	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	福祉型障がい児入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠地区生活支援センターたんぼぼ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園 児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
-	○	東遠学園 青年部	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
○	-	松下産婦人科医院	病院施設	病院施設	菊川市加茂1990

別表11【水防管理団体水防活動実施報告書】

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 _____

作成責任者名 _____

出水の概要	川 警戒水位 m											
	川 雨量 mm											
水防実施箇所	川 左岸 地先 m											
日時	自 月 日 時		至 月 日 時		所要経費	費用	管理団体	県支給分	その他	計		
							手当	円	円	円	円	
出動人員 (内女性人数)	水防団員	消防団員	その他	合計			その他					
	人	人	人	0人			計	0	0	0	0	
水防作業の概要および工法	工法 箇所 m											
水防の結果	堤防	田	畑	家			鉄道	道路	人口	その他		
	m	m ²	m ²	戸	m	m	人					
効果												
被害												
水防団員 消防団員の 出動状況												
その他の 出動状況												
居住者の 出動状況												
雨量水位 の状況												
公用負担 の内容												
他の団体 の 応援状況												
警察官の 応援状況												
	県の 応援状況											
	立ち退きの 状況及び それを指示 した事由											
	水防関係者 の死傷											
	水防功労者の 氏名年齢所属 及びその 功績概要											
	水防活動に関 する反省点											
	備考											

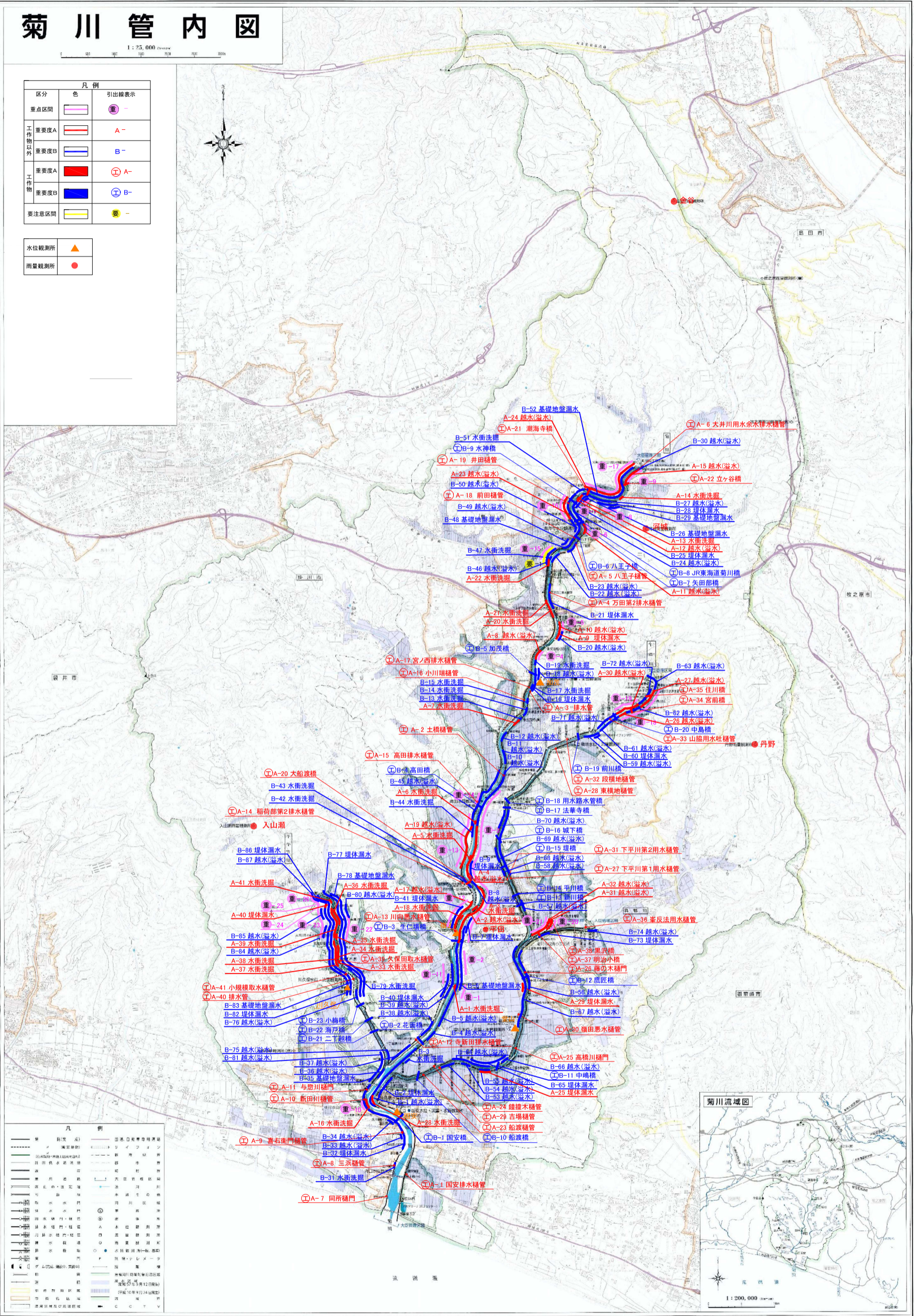
- (注)
- 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - 2 氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 - 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5,000以上)を添付する。
 - 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

菊川管内図

1:25,000

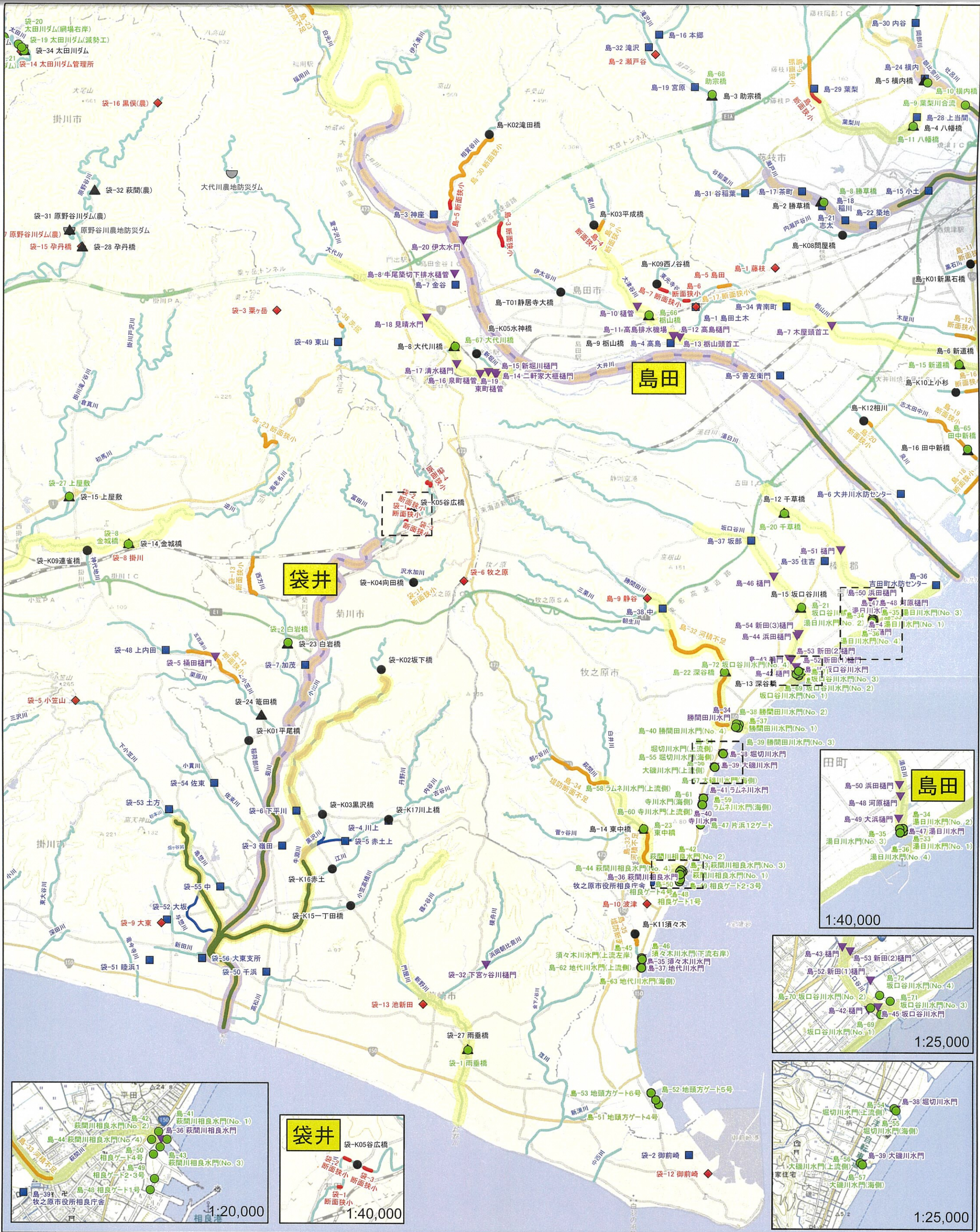
区分	色	引出線表示
重点区間	赤	重
重要度A 工作物以外	赤	A-
	青	B-
重要度A 工作物	赤	ⓐ
	青	ⓑ
要注意区間	黄	要

水位観測所	▲
雨量観測所	●



平成十七年十一月作成

平成十七年十月現在 国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所



重要水防箇所等位置図(9)

- 凡例
- 監視カメラ
 - 危機管理型水位観測所
 - ▲ 水位観測所
 - ◆ 雨量観測所
 - ▼ 注意を要する水門等
 - 水防倉庫
 - 重大な影響のある橋梁
 - ダム及び大規模水閘門等
 - 重要水防箇所 重要度A
 - 重要水防箇所 重要度B
 - 水防警報河川、津波
 - 水防警報河川
 - 水位周知河川
 - 洪水予報河川
 - 水防警報海岸
 - 直轄河川
 - 県管理河川

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 6JHf 291」
 「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。」

1:100,000 (km)

